

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 監査公表

○包括外部監査の結果に関する報告の公表	第1号	(監査委員事務局)	1
---------------------	-----	-----------	---

## 監査公表

### 4 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人都成哲から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年1月7日

愛知県監査委員	前田	貢
同	川上	明彦
同	山内	和雄
同	原	よしのぶ
同	渡辺	昇

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

環境対策に関する財務事務の執行について

令和3年12月

愛知県包括外部監査人  
公認会計士 都 成 哲

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

目次	
第1章 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象部署	2
5 外部監査の対象期間	2
6 外部監査の実施期間	2
7 外部監査の方法	3
8 包括外部監査人及び補助者	3
9 利害関係	3
第2章 我が国の環境政策	4
1 我が国の環境の状況	4
2 我が国の環境政策展開の基本的な考え方	5
3 我が国の環境政策の具体的な展開	6
第3章 愛知県の環境施策	11
1 愛知県の環境の状況	11
2 愛知県の環境基本計画	23
3 愛知県の環境施策	24
第4章 監査の結果（総論）	40
1 複数の課題の統合的解決について【意見】	40
2 環境対策と経済社会との全体最適について【意見】	42
第5章 監査の結果（各論）	46
○対象部局 環境局 地球温暖化対策課	46
1 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助の実施事業	46
先進環境対応自動車導入補助事業	46
2 地球温暖化対策計画書制度の推進事業	51
3 愛知県庁における温室効果ガスの排出削減の推進事業	55
4 E・V・P・H・V・F・C・Vの普及促進事業（課税免除）	59
5 あいち自動車ゼロエミッション化加速プログラム事業	63
6 先進環境対応自動車導入補助事業	66
7 先進環境対応公用車の導入事業	72
8 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する事業	78
9 県民の生活環境の保全等に関する条例第80条に定める低公害車の導入等の促進事業	82
10 愛知県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員による普及啓発事業	86
○対象部局 環境局 資源循環推進課	89
1 災害廃棄物処理計画推進事業	89
2 ごみゼロ社会推進あいち県民会議事業	92
3 産業廃棄物規制指導事業	95
4 不法投棄等対策事業	97
5 循環型社会形成推進事業費補助金事業	101
6 広域最終処分場運営推進事業	103
○対象部局 公益財団法人愛知県海浜環境整備センター（アセック）	106
1 衣浦港3号地廃棄物最終処分場埋立事業	106
○対象部局 環境局 水大気環境課	109
1 浄化槽設置整備事業	109
2 土壌汚染対策事業	115
○対象部局 環境局 環境政策課	117
1 公営保健福祉事業	117
2 環境対策貸付金利子補給金事業	119
○対象部局 環境局 環境活動推進課	121
1 環境マネジメントシステム推進事業	121

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類  
地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）  
「環境対策に関する財務事務の執行について」

3 事件を選定した理由  
パリ協定を契機に本格化した、世界の国や自治体、企業などにおける地球温暖化対策の取組は、より加速していくことが見込まれる。また、開発や気候変動などによる生態系への影響が懸念されるとともに、途上国における急速な都市化と人口増加に伴う大量生産・大量消費による世界的な廃棄物の増加や、食料や資源の獲得競争の発生も懸念されることである。

なお、2015年9月の国連サミットでは、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が採択された。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる状況である。

また、2021年4月の気候変動サミットでは、菅総理大臣が、2030年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013年度に比べて46%削減することを旨すと表明し、世界の脱炭素化に向けて国際協力の必要性を訴えている。

県においては、2005年に「自然の叡智」をテーマとした愛知万博、2010年には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）、2014年には持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議といった3つの国際イベントが開催された。また、県は、愛知県環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第5次愛知県環境基本計画」を策定し、環境対策に取り組んでいるところである。

しかし、環境関係指標のうちの1つである温室効果ガス総排出量について県の推移を見てみると、基準年度（2013年度）比で3.5%の減少にとどまっている。

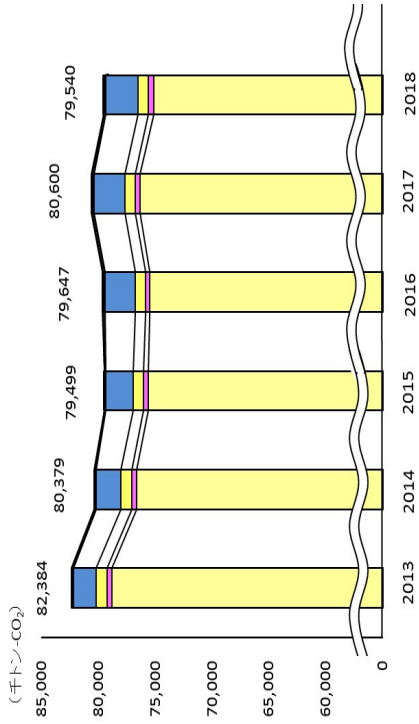


図1 愛知県における温室効果ガス総排出量の推移  
(出典：愛知県環境局Webサイト「2018年度の愛知県内の温室効果ガス排出量について」)

このことから、県の環境対策事業の効果を、さらに高めることが期待されていると言える。

環境に関する問題は、県民の生活に直接関係することとなるため、県民の関心も高く、環境対策事業を検証することは意義があるものと考えられる。以上のことから、環境対策事業に関する財務事務について、合規性及び3Eの観点から幅広く検討することは県にとって有意義であると考え、テーマとした。

4 外部監査の対象部署  
環境局、(公財)愛知臨海環境整備センター

5 外部監査の対象期間  
原則として2020年度。  
ただし、必要に応じて2019年度以前及び2021年度も対象とする。

6 外部監査の実施期間  
自：2021年6月10日 至：2021年12月13日

第2章 我が国の環境政策

1 我が国の環境の状況

2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下「2030アジェンダ」という。)は、持続可能な開発目標(SDGs)としてのゴール及び169のターゲットを提示しているが、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれている。

2016年のG7伊勢志摩サミットの首脳宣言では、2020年の期限に十分先立って今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定することにコミットし、また、G7として、国内政策及びカーボンプライシング(炭素の価格付け)などの手段を含めた、排出削減活動へのインセンティブの提供の重要な役割を認識した。2017年6月、米国がパリ協定から脱退を表明したが、この直後、我が国は、パリ協定の実施に向けての強固な意思を表明したことをはじめ、世界各国がパリ協定に対するコミットメントを再表明した。また、G7環境大臣会合において、米国を含む7か国が合意したコミニケーションによる温室効果ガス排出の緩和に引き続きコミットし、また、米国以外のG20メンバーは、パリ協定は後戻りできないものであるとして、パリ協定への強いコミットメントを改めて確認した。各国の自動車政策やエネルギー政策に見られるように、既に多くの先進国が脱炭素社会に向けた取組を進め、途上国の中にも脱炭素社会に向けた取組を進めている国がある。

また、民間の取組も進んでいる。多数の民間企業が、独自の中長期の削減目標(例: Science-Based Targets)を設定し、対策に着手している。会計分野では、環境会計を通じた環境保全への取組が行われている。また、金融分野では、ESG投資(環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance))といった要素を考慮する投資)の拡大など、機関投資家が企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大している。このようにパリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向かって大きく舵を切る中、気候変動自体のリスクに加え、適応の取組を含めた気候変動への対応の有無もまたビジネス上のリスクであるとの認識も広がっている。加えて、今後、気候変動問題に起因した産業構造の変化を見据えて、労働力の公正な移動、適切な仕事と質の高い雇用の創出といった課題への対応も求められる。

7 外部監査の方法

- (1) 監査の主な要点
  - 環境対策に関する財務事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に執行されているか。
  - 環境対策に関する財務事務は、経済的・効率的・効果的に執行されているか。

(2) 主な監査手続

- 関連資料の閲覧
- 担当者への質問

8 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人
  - 都 成哲 (公認会計士)

(2) 補助者

- 道家 秀幸 (公認会計士)
- 内田 充幸 (公認会計士)
- 森 健 (公認会計士)
- 井口 達也 (公認会計士)
- 片山 真希 (公認会計士)
- 石黒 由紀 (公認会計士)
- 清水 秀和 (公認会計士)
- 富田 隆司 (弁護士)
- 野間 恭介 (公認情報システム監査人)

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

3 我が国の環境政策の具体的な展開

我が国は、第5次環境基本計画において、以下の6つを重点戦略として設定している。

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
  - ・ ESG投資、グリーンボンド（詳細は【参考】グリーンボンドについて）を参照）等の普及・拡大
  - ・ 税制全体のグリーン化の推進
  - ・ サービサイジング、シェアリング・エコノミー
  - ・ 再エネ水素、水素サプライチェーン
  - ・ 都市鉱山の活用 等

② 国土のストックとしての価値の向上

- ・ 気候変動への摘要も含めた強靱な社会づくり
- ・ 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）
- ・ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- ・ コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ
- ・ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等

③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- ・ 地域における「人づくり」
- ・ 地域における環境金融の拡大
- ・ 地域資源、エネルギーを活かした収支改善
- ・ 国立公園を軸とした地方創生
- ・ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流 等

④ 健康で心豊かな暮らしの実現

- ・ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICE など）
- ・ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- ・ 低炭素で健康な住まいの普及
- ・ テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減
- ・ 地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海の管理
- ・ 良質な生活環境の保全 等

さらに、地球上の天然資源には限りがある。国内では3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等により資源生産性、循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は横ばいとなっており、今後、従来取り組みしてきた3Rなどの資源生産性を高めるための取組を一層強化することが急務である。

大気、水、土壌の環境汚染も決して過去の問題ではない。マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康や生態系への影響が懸念されている。

2 我が国の環境政策展開の基本的な考え方

環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要がある。

持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であり、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした環境保全もはや成立し得ず、これらをWin-Winの関係で発展させていくことを模索していく必要がある。

こうした中、我が国は、第5次環境基本計画において、今後の環境政策の展開の基本的な考え方として以下を挙げている。

- 環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化
- 環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応
- 「持続可能な開発目標」（SDGs）の考え方の活用

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応  
 中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、  
 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復  
 興、災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策 等

- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
  - ・福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引  
 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
  - ・自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
  - ・バイオマス由来の化成品創出  
 (セルロースナノファイバー等)
  - ・AI等の活用による生産最適化 等
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシッ  
 プの構築
  - ・環境インフラの輸出
  - ・適応プラットフォームを通じた適応支援
  - ・温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
  - ・「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援  
 等

上記の6つの重点戦略を支える環境政策としては、以下がある。

- 気候変動対策  
 パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施  
 長期大幅削減に向けた火力発電(石炭火力等)を含む電力部門の低炭素化  
 を推進  
 気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施
- 循環型社会の形成  
 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施
- 生物多様性の確保・自然共生  
 生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施
- 環境リスクの管理  
 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策
- 基盤となる施策  
 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



4 オルタナティブ投資によるリスクヘッジ

5 エンゲージメントの実施

(環境面等からのメリット)

1 地球環境の保全への貢献

2 グリーン投資に関する個人の啓発

3 グリーンプロジェクト推進を通じた社会・経済問題の解決への貢献

このように、さまざまなメリットがあることを受け、2021年9月末現在で、表1のように地方自治体でもグリーンボンドを発行している事例が見受けられる。

表1 自治体におけるグリーンボンド発行事例

Table with columns: 自治体, 発行時期, 発行金額, 資金用途, 利率, 償還期間. Rows include Tokyo, Aichi, and Shikoku Prefecture with details on bond amounts and purposes like smart energy and disaster prevention.

【参考】グリーンボンドについて

企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券をグリーンボンドと呼ぶ。

環境省は、グリーンボンドについて以下のように説明している。

参考 環境省「グリーンボンドガイドライン2020年度版」

グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券であり、具体的には、

① 調達資金の使途がグリーンプロジェクトに限定され、

② 調達資金が確実に追跡管理され、

③ それらについて発行後のレポートイングを通じ透明性が確保された債券である。

グリーンボンドの発行主体としては、

① 自らが実施するグリーンプロジェクトの原資を調達する一般事業者(専らグリーンプロジェクトのみを行うSPC10を含む。)、

② グリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する金融機関、

③ グリーンプロジェクトに係る原資を調達する地方自治体、等が想定される。

また、グリーンボンドへの投資主体としては、

① ESG投資を行うことを表明している年金基金、保険会社などの機関投資家、

② ESG投資の運用を受託する運用機関、

③ 資金の使途に関心を持って投資をしたいと考える個人投資家、等が想定される。

また、環境省はグリーンボンドのメリットを以下のように説明している。

(発行のメリット)

1 サステナビリテイ経営の高度化

2 グリーンプロジェクト推進による社会的支持の獲得

3 新たな投資家との関係構築による資金調達基盤の強化

4 比較的好条件での資金調達の可能性

(投資のメリット)

1 ESG投資の一つとしての投資

2 投資を通じた投資利益と環境面等からのメリットの両立

3 グリーンプロジェクトへの直接投資





排出量について区分別で見ると、産業部門からの排出割合が約5割を占めている。また、基準年度比で業務部門、家庭部門等の排出量は減少しているものの、産業部門の排出量は増加している。

表2 温室効果ガス総排出量(2018年度)

区分	基準年度排出量 (千トン-CO <sub>2</sub> )	2018年度排出量 (千トン-CO <sub>2</sub> )	増加率 (2018→2013)(%)
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	40,153	40,395 (53.8)	+0.6
産業	12,072	9,811 (13.1)	▲18.7
業務	8,584	6,883 (9.2)	▲19.7
家庭	13,327	13,308 (17.7)	▲0.1
運輸	2,435	2,280 (3.0)	▲6.4
エネルギー転換	2,225	2,451 (3.3)	+10.2
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	78,796	75,137 (100.0)	▲4.6
CO <sub>2</sub> 総排出量	3,588	4,403	+22.7
その他ガス	82,384	79,540	▲3.5
合計			

※1. 基準年度は2013年度

※2. 割合はCO<sub>2</sub>総排出量に対する割合

※3. その他ガスは、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC<sub>s</sub>、PEC<sub>s</sub>、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>

※4. 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(出典：愛知県環境局Webサイト「2018年度の愛知県内の温室効果ガス排出量について」より愛知県環境局地球温暖化対策課作成)

(出典：環境省Webサイト「グリーンボンボンド発行促進プラットフォーム」より 監査人作成)

第3章 愛知県の環境施策

1 愛知県の環境の状況

県の環境の状況は以下のとおりである。

(1) 地球温暖化

名古屋地方気象台で観測された年平均気温の経年変化には、上昇傾向がみられ、100年あたりに換算した場合、2.1℃上昇している。また、真夏日と熱帯夜の年間回数も増加傾向にある。

なお、2018年度の県の温室効果ガス総排出量は、約79,540千トン-CO<sub>2</sub>であり、基準年度(2013年度)比で3.5%の削減にとどまっている。

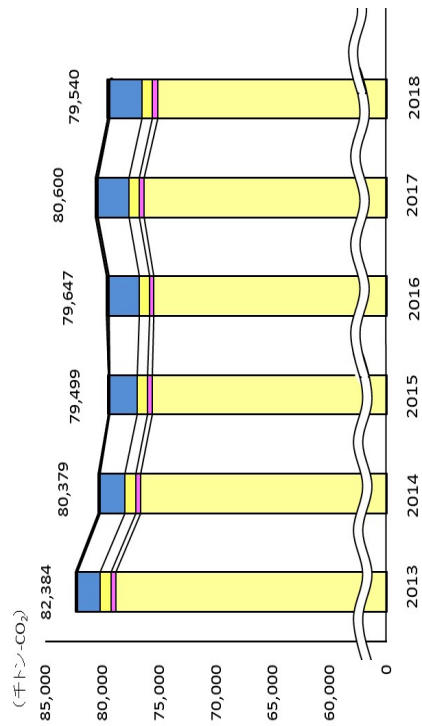


図2 愛知県における温室効果ガス総排出量の推移

(出典：愛知県環境局Webサイト「2018年度の愛知県内の温室効果ガス排出量について」)

再生可能エネルギーの主力電源化に向け、化石燃料を削減し、再生可能エネルギーへの転換が求められる中、固定価格買取制度では2021年3月末までの導入容量が全国2位、うち住宅用太陽光発電及びバイオマス利用では全国1位となっている。

表3 固定価格買取制度(FIT)に係る設備認定状況(買取開始分)

再エネ区分		件数	順位	容量(kW)	順位
太陽光	10kW未満(住宅用)	215,923	1	955,611	1
	10kW以上	44,656	1	1,805,197	10
	小計	260,579	1	2,760,808	3
風力	33	10	64,810	20	
小水力	14	25	3,538	27	
地熱	0	-	0	-	
バイオマス	30	2	385,095	1	
合計	-	-	3,214,251	2	

※順位は都道府県別の順位

(出典：経済産業省資源エネルギー庁Webサイト「設備導入状況の公表」より愛知県環境局地球温暖化対策課作成)

2020年3月末時点の電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池自動車(FCEV)の普及台数は全国1位となっている。

表4 EV・PHV・FCEVの普及台数

	1位	2位	3位	全国
EV・PHV・FCEV計 (2020年3月末)	愛知県 (25,294台)	東京都 (20,774台)	神奈川県 (17,078台)	259,279台
E V	神奈川県 (9,482台)	愛知県 (9,053台)	東京都 (7,493台)	119,159台
P H V	愛知県 (15,102台)	東京都 (12,137台)	神奈川県 (7,327台)	136,362台
F C E V	東京都 (1,144台)	愛知県 (1,139台)	神奈川県 (269台)	3,758台

(出典：一般財団法人自動車検査登録情報協会「自検協統計 自動車保有車両数」より愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

また、2018年10月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定し、事業者の自主的かつ積極的な取組を促す「地球温暖化対策計画書制度」の内容を拡充した。県の産業・業務部門の温室効果ガス総排出量のうち、約7割が本制度の対象事業者からの排出となっているため、提出された計画書等の内容を県が評価し、結果の公表及び必要な助言を行うことにより、温室効果ガス排出量の一層の削減を促進することとしている。

(2) 自然環境

県の面積は5,170㎍で、全国27番目である。平野、半島、丘陵、山地など変化に富んだ豊かな自然にも恵まれており、多くの野生動植物種が生息・生育している。

県土の42.2%を森林が占めており、自然公園の面積は88,881ha（県土の17.2%）、自然環境保全地域は292ha（同0.06%）である。

動物種は、約12,450種（哺乳類（海生哺乳類を含む）73種、鳥類426種、爬虫類16種、両生類22種、汽水・淡水産魚類198種、昆虫類約10,443種、クモ類584種、陸・淡水産貝類約189種及び内湾産貝類約500種）の生息が確認されている。

植物種は4,490種（維管束植物3,870種及びビコケ植物620種である。移入種等を含む。）の生育が確認されている。

里山については人々の生活様式の変化により管理不足の状態が長く続き、その独自の生態系が失われつつある。

メガソーラー等による山林開発や都市内における緑地の減少が続いている。

「レッドリストあいち2020」によると、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は、893種（動物364種、植物529種）となっており、前回の「レッドリストあいち2015」と比較すると、45種（動物27種、植物18種）増加している。

外来種については、外来生物法で指定されている特定外来生物のうち、県内では34種が確認されており、近年では港湾等においてヒアリが確認されているほか、サクラを食害するクビアツヤカミキリの分布が拡大している。

近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンカモシカ等の生息数が増加しており、生態系への影響や農作物被害が問題となっている。2019年度の鳥獣による農作物被害は約4億5千万円で、内訳は鳥害約2億5千万円、獣害約2億円となっている。

(3) 資源循環

一般廃棄物の排出量は経年的に減少傾向で、産業廃棄物の排出量は横ばいの状況である。一般廃棄物の最終処分量は、経年的に減少傾向にある。また、産業廃棄物の最終処分量は、経年的に減少傾向であったが、2018年度は前年度より増加している。

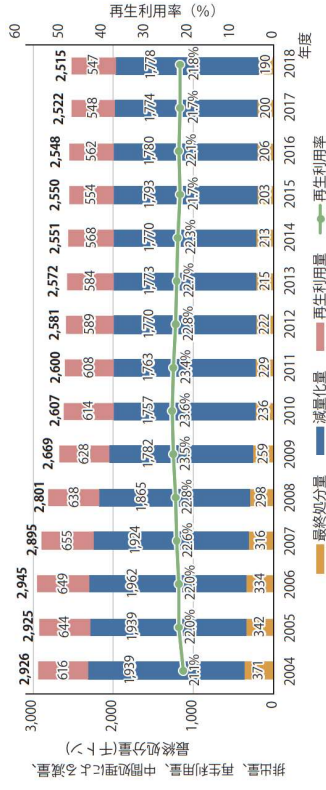


図3 一般廃棄物の排出量等の推移

(出典：第5次愛知県環境基本計画)

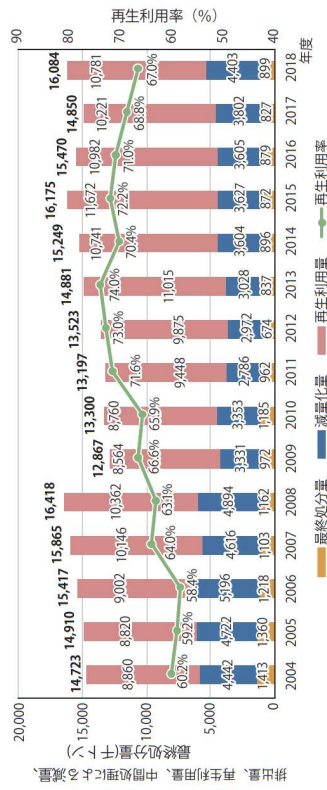


図4 産業廃棄物の排出量等の推移

(出典：第5次愛知県環境基本計画)

2019年度の県内の家庭系食品ロス発生量は約21.5万トン、食品廃棄物に対する食品ロスの割合は48.3%、1人1日当たりの食品ロス量は77.8g/人・日と推計されている。

表5 家庭系食品ロス量

	愛知県 <sup>※1</sup>	全国
生活系可燃ごみ収集量(千t)	1,274	19,368 <sup>※2</sup>
うち食品廃棄物量(千t)	445	7,889 <sup>※3</sup>
うち食品ロス量(千t)	215	2,906 <sup>※3</sup>
食品廃棄物に対する食品ロス量の割合(%)	48.3	36.8
1人1日当たりの食品ロス量(g/人・日)	77.8	62.2

※1 2019年度愛知県家庭系食品ロス量調査より

※2 平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)データより

※3 平成30年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査(環境省)データより(数値は平成28年度の食品廃棄物量及び食品ロス量を推計したもの)

(出典:愛知県「2019年度愛知県家庭系食品ロス量調査」)

環境省「平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査」

環境省「平成30年度食料品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」より愛知県環境局資源循環推進課作成)

(4) 大気・水・土壌  
ア 大気環境

大気環境の環境基準達成状況を直近5年間(2015~2019年度)確認すると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成している。浮遊粒子状物質については、2015年度の一部の一般環境大気測定局を除き、全ての測定局で環境基準を達成している。光化学オキシダントについては、これまで全ての測定局で環境基準を達成できていない。一方、微小粒子状物質(PM2.5)については、2016年度に初めて全ての測定局で環境基準を達成し、2019年度も全ての測定局で環境基準を達成している。

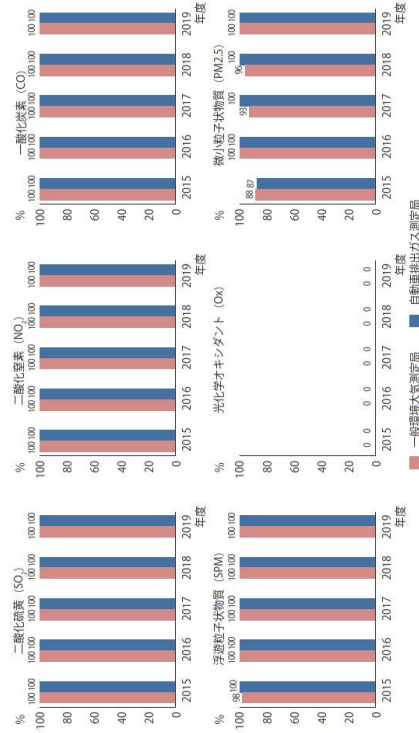


図5 大気環境に係る環境基準達成率の経年変化  
(出典:第5次愛知県環境基本計画)

イ 水環境

河川における有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、環境基準の達成率は上昇傾向にある。

海域における有機汚濁の代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）については、環境基準の達成率は、横ばいの状況が継続している。

また、富栄養化の原因物質である全窒素及び全りんについては、環境基準の達成率は上昇傾向にある。

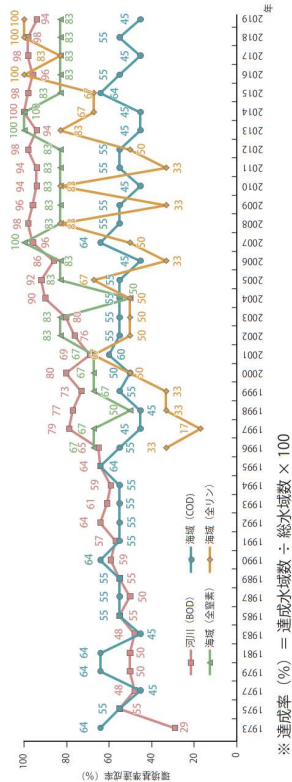


図6 河川及び海域の環境基準達成率の経年変化 (出典：第5次愛知県環境基本計画)

浄化槽の2019年度の設置基数は全国2位の約55万基である。このうち、風呂、台所などの生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽は全国1位の約33万基設置されている。

表6 浄化槽設置基数の推移

年度	単独処理浄化槽(基)	合併処理浄化槽(基)	計(基)	合併処理浄化槽の比率(%)
2014	381,409	194,196	575,605	33.7
2015	372,934	199,543	572,477	34.9
2016	348,853	202,511	551,364*	36.7
2017	337,885	206,773	544,658	38.0
2018	334,058	212,132	546,190	38.8
2019	328,324 (全国1位)	216,382	544,706 (全国2位)	39.7

※2016年度の設置基数の大幅減は浄化槽台帳精度向上業務に伴う整理による。

(出典：環境省「令和2年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果」より 愛知県環境局水大気環境課作成)

ウ 土壌汚染・地盤沈下

土壌汚染対策法に基づく2019年度末の区域指定の状況は、要措置区域（汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域）が9箇所、形質変更時要届出区域（汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域）が122箇所となっている。

表 7 土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況（2019年度末）

区分	要措置区域	形質変更時要届出区域
これまでに指定した土地の区域数	37(4)	207(30)
これまでに解除した土地の区域数	28(7)	85(6)
指定されている土地の区域数	9	122

※（）内の数字は2019年度に指定又は解除した区域数

（出典：第5次愛知県環境基本計画）

エ 騒音・振動・悪臭

騒音、振動及び悪臭に関する苦情の発生状況は、近年横ばいの傾向にあり、騒音は1,450～1,530件程度、振動は110～132件程度、悪臭は810～935件程度で推移している。



図 7 騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数の経年変化

（出典：第5次愛知県環境基本計画）

(5) 環境学習・環境保全活動

環境学習や環境保全活動への参加状況について、環境学習や環境保全活動に参加したことがある人は62.4%（「参加したことはないが、機会があれば参加したい」、「参加したことがないし、参加したいとも思わない」、「無回答」を除いた割合）となっている。

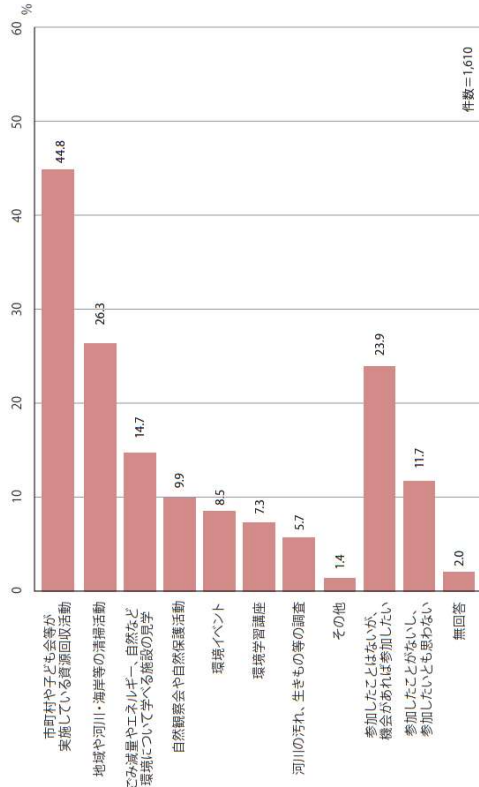


図 8 環境学習や環境保全活動への参加状況  
（出典：愛知県「2016年度第1回県政世論調査結果」）



2 愛知県の環境基本計画

県は、1995年に「恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的に発展することが可能な社会の構築」及び「地球環境の保全の積極的な推進」の3つを基本理念に掲げる愛知県環境基本条例を施行した。

本条例のもと、1997年に第1次愛知県環境基本計画を策定し、それ以降、2002年から2014年にかけて6年ごとに第2次から第4次の基本計画を策定し、2021年からは「第5次愛知県環境基本計画」を策定して、様々な環境問題に対して、積極的に取組を進めてきている。

当計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定している。

また、図9のとおり、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

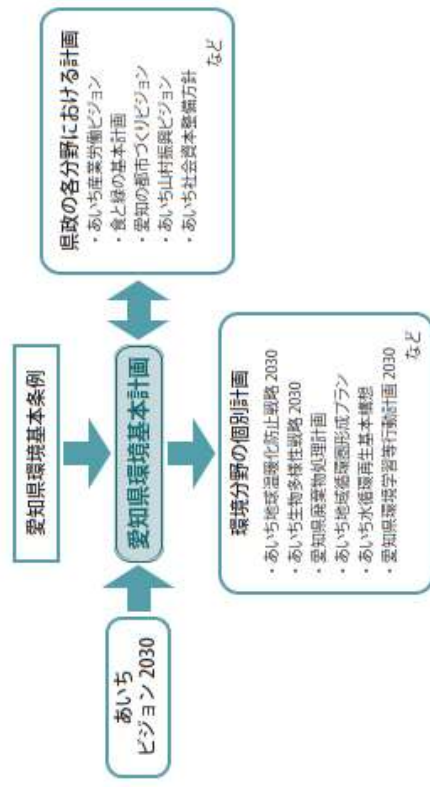


図9 愛知県環境基本計画の位置づけ (出典：第5次愛知県環境基本計画)

3 愛知県の環境施策

県は、SDGsの達成を加速すべく、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各取組分野について、新たな課題への対応も含め取り組みとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進している。

(1) 地球温暖化対策

ア 徹底した省エネ・省エネルギーの促進

- (ア) 環境にやさしいライフスタイルへの変革
  - ・低炭素型ライフスタイル、製品・サービスの賢い選択を呼びかける「あいちCOOL CHOICE」県民運動の推進
  - ・テレワークの導入を促進するための「テレワーク・スクール」の開催や「ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント」の派遣
  - ・愛知県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した小学校等における「ストップ温暖化教室」の開催や各種イベントにおけるブース出展等の環境学習の実施
  - ・「あいち省エネ家電サポーター店」登録制度を活用した省エネ情報の提供
  - ・「いっしょに運動」による農林水産物の地産地消の推進

(イ) 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減

- ・愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度の運用
- ・「あいちCO2削減モニタリング2030」による事業者の自主的取組の促進
- ・「中小企業温暖化対策アドバイザー事業」による省エネ相談の実施

(ウ) 環境に配慮した建築物の普及

- ・「愛知県建築物環境配慮制度」による環境性能に優れた建築物の普及
- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等に基づく適合性判定や認定制度等の運用
- ・住宅の省エネルギー性能等を分かりやすく表示する、住宅性能表示制度の普及

- ・愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」による環境に配慮した住宅の普及促進

- ・「愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所」を活用したZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発

イ 再生可能エネルギー等の導入拡大の促進



- ・立地適正化計画制度、中心市街地活性化基本計画制度などを活用した集約型都市構造の構築
- ・歩行空間、自転車道の整備

- エ 水素の利活用拡大
  - ・「低炭素水素認証制度」に基づく、低炭素水素製造に係る認証、情報発信
  - ・「あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議」による産学行政の協働の推進

- オ フロン類対策の推進
  - ・フロン排出抑制法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づくフロン類の適正管理・回収処理
  - ・愛知県フロン類排出抑制推進協議会との連携による「フロン類排出抑制対策に関する講習会」などの普及啓発

- カ 温室効果ガスの吸収源対策の推進
  - ・あいち森と緑づくり事業などによる間伐の推進
  - ・循環型林業推進事業費補助金を活用した“伐る・使う・植える→育てる”の循環型林業の促進
  - ・都市部の建築物等の木質化を通じ、県民の森と緑に対する理解を深めるため、多くの県民が利用するPR効果の高い民間施設の木材利用に対する支援
  - ・公園緑地、道路、屋上、駐車場等の都市緑化の推進

- キ 気候変動への適応
  - ・高温耐性を持ち、猛暑の年でも品質の良い米が生産できる高温耐性品種の開発や病害虫防除体系の確立
  - ・高水温に適したノリ種苗の開発
  - ・「外来種捕獲手法マニュアル」や「愛知県移入種対策ハンドブック」などによる地域における外来種の防除
  - ・農業用排水機場やため池等の農業水利施設の防災・減災対策と適正な保全・管理の推進
  - ・河川、海岸、港湾、砂防等の施設強化及び「流域治水」への転換推進
  - ・熱中症予防のための普及啓発
  - ・再生可能エネルギーや蓄電池、廃棄物発電等の導入促進による自立的な電源の確保
  - ・「愛知県気候変動適応センター」による情報提供

- (ア) 再生可能エネルギーや未利用資源・未利用エネルギーの利用促進及び地産地消

- ・「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」による住宅用太陽光発電施設の導入の促進
- ・太陽熱利用の情報提供や啓発
- ・農業水利施設を活用した小水力等発電施設等の導入の促進
- ・「愛知県バイオマス活用推進計画」によるバイオオマスの利活用の促進
- ・「あいち地域循環圏形成プラン」による未利用資源・エネルギーの地域内循環の促進
- ・循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物のエネルギー利用の促進

- (イ) 環境・新エネルギー分野の産業振興の推進
  - ・環境・新エネルギー分野の研究開発、実証実験への補助
  - ・環境・新エネルギー分野の工場・研究所の新設又は増設への補助
  - ・先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、リサイクル施設等の整備への補助
  - ・「愛知県新エネルギー産業協議会」による研究活動、情報提供
  - ・県内企業等への「知の拠点あいち」内の実証研究エリアの提供

- ウ 環境と調和した自動車利用
  - (ア) 次世代自動車の普及拡大
    - ・「先進環境対応自動車導入促進費補助金」によるEV・PHV・FCVなどの先進環境対応自動車の導入促進
    - ・県独自の自動車税種別割の課税免除によるEV・PHV・FCVの導入促進
    - ・「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」、「愛知県水素ステーション整備・配置計画」による充電インフラ及び水素ステーションの整備促進
    - ・「あいちEV・PHV普及ネットワーク」、「あいちFCV普及促進協議会」による多様な分野の参加者の連携・協働による次世代自動車の普及促進

- (イ) 環境負荷の小さい交通・運輸への転換促進
  - ・「あいち公共交通ビジョン」に基づく公共交通の確保・充実
  - ・自動車と公共交通や自転車等をかしく使い分けるライフスタイル「エコモビリティライフ」の普及
  - ・「自動車エコ事業認証制度」の普及
  - ・バイパス道路の整備や道路と鉄道の立体交差事業の推進等による交通流対策の推進

(2) 自然との共生

ア 野生生物の保護と適正管理

- (ア) 生物の生息・生育空間の保全・再生
  - ・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく自然環境保全地域の指定
  - ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区の指定
  - ・河川が本来有している自然を保全、創出する「多自然川づくり」、干潟・浅場の造成等の水辺環境の整備、生物の生息・生育空間を公園緑地として整備・保全
  - ・学校や公共施設、事業所等において、地域の自然を踏まえたビオトープの創出
  - ・放置された里山林の整備

(イ) 希少野生生物の保護

- ・「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「指定希少野生動物種」及び「生息地等保護区」の指定
- ・生息域外保全協定等による動物園や水族館、植物園での生息域外保全の取組推進
- ・希少野生生物の情報を調査・整理した「レッドデータブックあいち」及び「レッドリストあいち」の定期的な見直し
- ・環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度的的な運用

(ウ) 外来種対策の強化

- ・生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある外来種の放逐・植栽・播種の防止のための「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく公表
- ・外来生物法で指定されている特定外来生物や「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく公表種について、市町村や事業者等と連携した駆除の推進
- ・公共工事における在来種の植栽、吹き付けの推進
- ・外来種の生息・生育状況や生態系に及ぼす影響などの調査
- ・外来種の情報を調査・整理した「ブルーデータブックあいち」の定期的な見直し

(エ) 野生鳥獣の保護・管理

- ・農作物などに被害を及ぼすイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカの4種について、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、個体数調整などにより適切な管理
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲強化
- ・豚熱ウイルスの拡散防止のための野生イノシシへの豚熱経口ワクチン散布
- ・「第二種特定鳥獣管理計画」を策定している4種の獣類や特定の鳥類についての生息状況調査

イ 生態系ネットワークの形成

- (ア) 生態系ネットワークの形成
  - ・地域ごとに多様な主体が共通の目標を設定し、参加・協働する「生態系ネットワーク協議会」の支援
  - ・簡単なチェックで効果的な取組を実現するツール「生態系ネットワークチェックリスト」や、生態系ネットワーク形成のポイントや方法をまとめた「自然環境の保全と再生のガイドライン」の活用
  - ・県内の生物多様性の指標となる生き物等の生息・生育状況をモニタリングする「生物多様性モニタリング」の推進
  - ・生態系ネットワーク形成の基礎資料となる生物の全種リスト及び指標性の高い種の情報調査・整理した「グリーンデータブックあいち」の定期的な見直し
  - ・県内市町村の生物多様性地域戦略の策定支援
  - ・地域在来種の苗木の育成や供給体制の構築による地域在来種を用いたビオトープの整備や緑化の推進

(イ) あいちミティゲーションの推進

- ・土地の開発行為の際に、失われる自然や、保全・再生する自然を、簡易な方法で定量化する「あいちミティゲーション定量評価手法」の活用
- ・「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「大規模行為届出制度」による緑地の生物の生息・生育空間の確保
- ・「あいちミティゲーション」の基本的な考え方や、各主体の取組における反映方法、定量評価手法の活用方法などをまとめた「自然環境の保全と再生のガイドライン」の活用

ウ 生態系サービスの持続可能な利用

- (ア) 農林水産業における持続可能な利用

- ・捕獲したイノシシやニホンジカの肉を地域資源（愛知産ジビエ）として利用する取組の推進
- ・中山間地域の活性化に取り組み「ふるさと・水と土指導員」の育成と活動支援
- ・「あいちの山里で暮らそうチャレンジ隊」や「愛知県交流居住センター」などによる三河山間地域の集落支援

エ 生物多様性の主流化の取組強化

- (ア) 生物多様性の価値の共有
- ・「あいち環境学習プラザ」、「もりの学舎」、「あいち海上の森センター」、「富野鳥園」や「いらご さちらパーク」などにおいて、施設の特徴を生かした生物多様性に関する環境学習の実施
  - ・県内の生物多様性の指標となる生き物等の生息・生育状況をモニタリングする「生物多様性モニタリング」の推進
  - ・自然環境保全地域をはじめとする生物の生息・生育空間として重要な地域の自然環境の継続的な調査
  - ・「レットデータブックあいち」、「レッドリストあいち」、「ブルーデータブックあいち」及び「グリーンデータブックあいち」の定期的な見直し

(イ) 多様な主体の参加と協働

- ・多様な主体が参加・協働する「生態系ネットワーク協議会」や「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」といったプラットフォームの運営
- ・生物多様性の保全に向け、ユース世代を中心として様々な主体・世代が連携して取り組む「生物多様性あいち学生プロジェクト」の推進や、様々な主体・世代が交流し、今後の取組を検討するフォーラムの開催

(ウ) 国内外への成果発信、貢献

- ・生物多様性保全に先進的に取り組む世界の州・県レベルの広域自治体と連携した発信、二国間協定による生物多様性保全に関する交流による取組推進
- ・県が国内自治体と呼びかけ、設立した「生物多様性自治体ネットワーク」による情報発信

- ・環境保全型農業直接支払交付金、適正な施肥、IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術の導入などによる環境保全型農業の推進
- ・GAP（農業生産工程管理）の導入促進による、環境にやさしく安全な農産物を生産する農業者の増加
- ・中山間地域等直接支払制度等の活用による耕作放棄地の発生抑制と再生の推進
- ・多面的機能支払制度を活用した農地等の保全活動の支援
- ・水産多面的機能を発揮させるため干潟・藻場や河川の保全活動の支援
- ・生物多様性の保全や環境に配慮したため池や排水路などの農業水利用施設の整備
- ・農作物や家畜の品種の保存による遺伝子の多様性の維持
- ・農業生産に由来する使用済みプラスチックの組織的回収と適正処理、排出抑制の推進
- ・食品循環資源の飼料としての利用実態の確認と普及の推進
- ・循環型林業推進事業費補助金等を活用した“伐る・使う→植える→育てる”の循環型林業の促進
- ・水産資源の適切な利用を図るための漁獲可能量制度や資源管理型漁業の推進

(イ) 企業活動における持続可能な利用

- ・NPOと企業とのマッチングや生態系ネットワーク協議会等を通じて、企業による生物多様性に関する取組の促進
- ・生物多様性に係る事業活動に関する基礎的な情報や自然資本の考え方などをとりまとめた「生物多様性民間参画ガイドライン」（2017年、環境省）の活用
- ・企業の化学物質の適正管理に向けた、化学物質の管理及び排出状況に関する情報提供の促進
- ・森林の整備・保全などにより社会貢献活動を行う場として県有林等を提供する「企業の森づくり」や「海上の森との企業連携プロジェクト」の推進

(ウ) 都市と農山漁村の交流

- ・中山間地域等において、集落における農用地と集落の将来像の明確化した集落戦略の策定の支援
- ・農山漁村の魅力ある資源の発掘とPR及び農泊や日帰り型によるグリーンツーリズムの推進
- ・産地直売施設を核とした都市農村交流や地産地消の推進

- ・循環型社会形成推進交付金等を活用したリサイクル施設の整備の促進
  - ・ごみの排出抑制に向けたごみ処理の有料化の検討の促進
  - ・地域環境保全対策費補助金を活用した海岸漂着物等の回収・処理の促進
- ウ 廃棄物の適正処理と監視指導の徹底
- (ア) 廃棄物の適正処理の指導
- ・排出事業者及び廃棄物処理業者に対する立入調査等の実施
  - ・優良産廃処理業者認定制度を活用した優良な産業廃棄物処理業者の育成
  - ・再生資源活用審査制度によるリサイクル製品の環境安全性の審査
  - ・産業廃棄物処理の透明性を図り、適正な管理を進めるための電子マニフェストの普及拡大
- (イ) 不適正処理の未然防止
- ・[不法投棄等監視特別機動班]が中心となり、タブレット端末も活用した定期的・計画的な監視パトロールの実施
  - ・廃棄物処理に関わる庁内各局、市町村、地域環境保全委員、協定に基づく民間業者との連携を密にすることによる監視の強化
  - ・産業廃棄物処理業者をWebサイトの地図上に掲載することによる「見える化」の推進
  - ・不適正処理の早期発見・対応による環境汚染の拡大防止
- エ 廃棄物処理施設の整備の促進
- (ア) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進
- ・市町村等の一般廃棄物処理施設は、循環型社会形成推進交付金等を活用しつつ、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）」（2021年度策定予定）及び市町村の「一般廃棄物処理計画」による整備の促進
  - ・産業廃棄物処理施設は、排出事業者の処理責任の徹底のもと、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく立地基準等を遵守した整備の促進
  - ・産業廃棄物処理施設の設定者に対する、地域住民への説明会や自主的な情報公開の指導
- (イ) 広域的な最終処分場の整備
- ・排出事業者の処理責任の原則のもと、公共関与による信頼性の高い広域的な最終処分場の整備

- (3) 資源循環
- ア 地域循環圏づくりの推進
- (ア) 地域循環圏の具体化
- ・「地域循環圏づくり推進チーム」などによる広域的な資源循環モデルの具体化・展開
- (イ) 循環ビジネスの創出・活性化
- ・「あいち資源循環推進センター」に配置する環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」による支援
  - ・先進的な循環ビジネスの発掘・創出を支援するため、事業者と連携・協力した「循環ビジネス創出会議」の開催
  - ・「循環型社会形成推進事業費補助金」による先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、リサイクル施設等の整備への補助
  - ・資源循環や環境負荷の低減を目的とした、先駆的で効果的な技術・事業、活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」の実施
  - ・メッセナゴヤを始めとする大型イベント等を活用した先導的・効果的な循環ビジネス事例の発信
- イ あらゆる場での3Rの促進
- (ア) 県民や事業者が行う自主的な3Rの取組の促進
- ・「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を踏まえ、消費者、事業者、行政の協働によるプラスチックごみ削減に向けた取組の促進
  - ・食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」の策定・推進
  - ・ごみゼロ社会あいち県民会議が開催する県民大会等を通じた普及啓発
  - ・多量排出事業者による「産業廃棄物処理計画」の策定、報告、公表
  - ・産業廃棄物税による事業者の廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の促進
  - ・公共事業でリサイクル資材を率先利用することで事業者の取組も促進する「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用
  - ・リサイクル社会の構築に向けた普及啓発により、製造業におけるリサイクルを促進
- (イ) 市町村の取組支援
- ・一般廃棄物処理事業実態調査による市町村ごとの3Rの取組状況の把握・公表



(4) 安全・安心の確保

ア 良好な大気環境の保全

- ・大気環境に係る規制・指導の実施
- ・大気汚染常時監視測定局等による大気環境の監視・調査
- ・大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づく規制・指導
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）に基づく大気汚染常時監視測定局窒素酸化物及び粒子状物質の削減
- ・科学的な知見を踏まえた、環境基準未達成の項目・地域の対策の検討

(イ) アスベストの飛散防止対策の徹底

- ・大気汚染防止法に基づく規制・指導
- ・国、県、市町村等の関係機関、民間の関係団体等で構成する「愛知県アスベスト対策協議会」による普及啓発、相談窓口の整備

イ 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生

- (ア) 水環境に係る規制・指導の実施
  - ・水質汚濁防止法に基づく水質測定計画による公共用水域の監視・測定
  - ・水質汚濁防止法、小規模事業場等排水対策指導要領等に基づく規制・指導
  - ・科学的な知見を踏まえた、環境基準未達成の項目・地域の対策の検討

(イ) 生活排水対策の推進

- ・「全県域汚水適正処理構想」や「あいち下水道ビジョン2025」に基づく、生活排水処理施設の適正な整備の推進
- ・単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換や下水道への接続の推進
- ・「優良浄化槽保守点検業者認定制度」を活用した、浄化槽の適正な維持管理の推進
- ・浄化槽台帳の整備
- ・油ヶ淵水質浄化促進協議会による油ヶ淵の浄化対策の推進

(ウ) 伊勢湾・三河湾の海域環境再生

- ・三河湾環境再生パートナーシップ・クラブと連携した「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きもの」に基づく、三河湾大感謝祭、三河湾環境再生体験会等の啓発活動
- ・豊かな生態系の創出と海洋環境の改善のため、干潟・浅場の造成を推進
- ・富栄養化物質等の削減を進めるため、水質総量削減計画による水質保全対策の推進
- ・下水道放流水のりん増加試験運転の実施や、生物に必要な栄養塩量の算定などによる、海域の栄養塩の適切な管理の検討

(エ) 流域が一体となった取組の促進

- ・あいち水循環再生基本構想に基づく「水循環再生地域協議会」の活動促進
- ・流域モニタリング一斉調査の実施
- ・国が中心となり東海3県及び名古屋市等が参加した「伊勢湾再生推進会議」、豊橋市を始めとする沿岸・流域市町村と県が参加する「豊かみぎ海“三河湾”環境再生推進協議会」による広域的な取組の実施
- ・河川が本来有している自然を保全、創出する「多自然川づくり」、干潟・浅場の造成等の水辺環境の整備

ウ 良好な土壌環境・地盤環境の保全

- (ア) 土壌汚染対策の推進
  - ・水質汚濁防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌・地下水汚染の未然防止
  - ・土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌調査や汚染の拡散防止措置の指導
  - ・水質汚濁防止法に基づく水質測定計画による地下水の水質の監視・測定

(イ) 地盤沈下対策の推進

- ・地盤沈下観測所等による地盤沈下、地下水位の監視・測定
- ・工業用水法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水揚水規制
- ・代替水への転換指導

エ 騒音、振動、悪臭の防止

- ・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく市町村の規制の支援
- ・中小企業者等が進める騒音、振動及び悪臭対策への融資や利子補給

オ 化学物質等による環境汚染の防止

(ア) 事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく化学物質の排出量等の把握、適正管理の促進
- ・化学物質セミナー等による化学物質に関するリスクコミュニケーションの促進
- ・ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく規制指導
- ・環境放射能の測定、公表

カ 環境面からの防災・減災力の強化

(ア) グリーンインフラの推進

- ・公園緑地、道路、屋上、駐車場等の都市緑化の推進
- ・公共施設、公園、歩道等の透水性舗装や浸透ます等の整備
- ・湿地の保全や健全な森林の整備等による生態系を活用した防災・減災の推進

キ 環境保全の基盤となる施策の推進

(ア) 公害の防止、健康被害の予防・救済

- ・水質汚濁防止法や大気汚染防止法等の各種法令等に基づく規制・指導
- ・中小企業者等が進める公害対策への融資や利子補給
- ・公害防止協定の確かな運用
- ・公害紛争処理法に基づく公害紛争の処理
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害保健福祉事業の推進
- ・光化学スモッグ注意報等の発令

ク 環境影響評価制度の確かな運用

(イ) 環境影響評価制度の確かな運用

- ・環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の確かな運用

ク 環境影響評価制度の確かな運用

(ウ) 環境に関する調査研究・情報提供の推進

- ・大学等の様々な主体と連携した環境調査センターにおける調査研究
- ・Webサイト「あいちの環境」等による環境に関する情報提供
- ・環境調査センター研究発表会の開催

コ 災害発生時における体制の強化

(イ) 災害発生時における体制の強化

- ・民間事業者団体等と連携した災害を想定した環境調査の訓練の実施
- ・市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定及び実効性の向上の支援
- ・「愛知県災害廃棄物処理計画」の改定による災害廃棄物の処理体制の整備の推進

コ 災害発生時における体制の強化

(ウ) 自立・分散型電源の確保

- ・「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」による太陽光発電施設、蓄電池、電気自動車等充電設備等の導入促進
- ・「先進環境対応自動車導入促進費補助金」による、非常用電源として活用できるEV・PHV・FCVなどの先進環境対応自動車の導入促進

- ・地球温暖化の防止につながる活動や学習の実績のある方と地球温暖化について学びたい方とを結びつける「あいち地球温暖化対策人材登録・紹介ネットワーク（温暖化まなびネットワーク）」の運営・活用

- ・愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）による環境学習を行う施設等の情報交換及び連携・協働体制の構築
- ・「あいち森と緑づくり税」を活用した、NPO、ボランティア団体や市町村などの多様な主体が行う、自発的な森と緑の保全活動や環境学習事業の交付金による支援
- ・「環境教育協働授業づくりハンドブック」などを活用した学校での環境学習の実施

(イ) 世代間の連携・協働

- ・生物多様性の保全に向け、ユース世代を中心として様々な主体・世代が連携して取り組む「生物多様性あいち学生プロジェクト」の推進や、様々な主体・世代が交流し、今後の取組を検討するフォーラムの開催
- ・豊かな知識や経験を有する中高年・シニア世代を環境学習の講師として派遣する「あいちecoティーチャー」の実施
- ・保育士、幼稚園教諭やその職を志す学生等を対象に、未就学児に自然体感プログラムを実施するノウハウを身に付ける研修の実施

ウ 自主的な環境配慮行動等の促進

(ア) 消費行動における環境配慮の促進

- ・「Let's エコアクション in AICHI」などを通じた地球にやさしい身近な環境配慮行動を奨励へとつなげる「あいちエコアクション」の推進
- ・東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施
- ・気候変動や資源、貧困、飢餓、雇用、地域活性化など、環境問題や様々な社会的課題の解決につながる消費行動である「エシカル消費（倫理的消費）」の普及促進

- ・日常生活のあらゆる場面で地球温暖化対策に資する「賢い選択」を呼びかける県民運動「あいちCOOL CHOICE」の実施
- ・環境に優しい食生活の具体的なコツや豆知識（tips）を紹介する「あいちエコスタイル」今日から始める20tips」による普及啓発
- ・3010（さんまるいちまる）運動推進キャンペーンの実施
- ・県自ら率先して環境負荷の少ない製品やサービスを調達する、愛知県環境物品等調達方針に基づくグリーン調達の実施

(5) 行動する人づくり

ア 誰もが学べる環境づくり

(ア) 各世代に応じた環境学習等の実施

- ・「あいち環境学習プラザ」、「もりの学舎」、「あいち海上の森センター」、「弥富野鳥園」や「いらござらパーク」などにおいて、施設の色を生かした環境学習の実施
- ・未就学児童を対象とした「もりの学舎ようちえん」、小学生を対象とした「もりの学舎キッズクラブ」等による自然体感プログラムの実施
- ・小学生等を対象とした愛知県地球温暖化防止活動推進員による「ストップ温暖化教室」の実施
- ・小学生以上を対象とした「あいちecoティーチャー」の派遣による環境学習講座の実施
- ・小学生や中学生を対象とした海岸漂着ごみや食品ロスなどの環境学習プログラムの作成・提供
- ・高校生を対象とした「あいちの未来クリエイト部」による地域の環境についての研究や成果の発信
- ・大学生を対象とした「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」による企業と連携した研究や成果の発信
- ・社会人を対象とした「あいち環境塾」による人材育成・体験講座の開催や成果の発信

(イ) 環境学習の機会等の情報収集・発信

- ・愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）のWebサイト等による様々な環境活動情報やイベント情報の発信
- ・環境白書の発行や、大気や水質などの環境調査結果の公表などの環境情報の発信

イ 主体間や世代間の学び合い・育ち合い

(ア) 多様な主体の連携・協働

- ・環境学習を受けたい方と提供できる方をつなぐ環境学習コーディネートの実施



第4章 監査の結果（総論）

本章においては、環境政策全般の監査結果について記載する。

1 複数の課題の統合的解決について【意見】

(1) 検出事項

環境問題においては、ある面を改善するための対策が、別の面では負の効果をもたせようとしていることがあるとされている。例えば、省電力家電への買い替えを進めた場合、それにより廃棄物が増えようことなどが考えられる。

そのため、環境対策を検討する際は、このようなトレードオフの関係を把握しながら、より持続可能な姿に近づく選択をすることが求められる。これに関連して、SDGsは、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決する重要性が示されている。

愛知県の第5次環境基本計画では、このことを踏まえ、トレードオフの関係にあると思われる課題について、以下のように環境施策の課題に対する考え方を記している。

参考 第5次愛知県環境基本計画

目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

本計画ではこの考え方を活用し、一見すると両立が困難であり、トレードオフの関係にあると思われる課題を「どちらか」ではなく、Win-Winの発想で「どちらも」を追求することで、特定の施策が複数の異なる課題（経済・社会分野を含む）を統合的に解決するよう施策を展開します。

この考え方に基づき、環境基本計画の「環境施策の方向及び指標」において、各環境施策の方向性同士の関連について、具体的な関係性を挙げてまとめている。

具体的には、例えば「地球温暖化対策」と「資源循環」との関係性については

- ・ 廃棄物の減量による焼却時の温室効果ガスの削減
- ・ 廃棄物由来の発電によるエネルギー創出
- ・ 太陽光発電の普及と設備廃棄に係る処理体制の構築を挙げている。

- (イ) 事業者による環境配慮活動の促進
  - ・ 事業者が環境経営に容易に取り組むことができるよう工夫された、環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証取得のための講習会の開催
  - ・ 省資源や省エネルギー、リサイクルなどに関する優れた技術や活動などを表彰する「愛知県環境賞」の実施

エ SDGsの普及促進

(ア) SDGsの理念の浸透

- ・ SDGsに関する冊子（中学生向けのSDGsスタートブックや小学生向けの環境学習副読本等）の作成・配布、Webサイトの作成・運用など、県民、事業者、教育機関など各主体におけるSDGsの理解・行動を促進するための普及・啓発
- ・ 地域のESDの推進拠点である「ユネスコスクール」を中心としたESD・SDGsの普及・啓発
- ・ 教員を対象としたESD推進指導者研修会・セミナーによる学校におけるESD・SDGsの推進

(イ) SDGs達成に向けたパートナーシップの構築

- ・ 企業、大学、NPO等の多様な主体と連携・協働したSDGsを推進するイベントの開催
- ・ SDGs未来都市に選定された自治体、「SDGs日本モデル」の宣言に賛同する自治体等との連携強化

2 環境対策と経済社会との全体最適について【意見】

(1) 検出事項

従来は、環境保全と経済発展は対立する概念であるとの捉え方が一般的であった。しかし、近年は環境を良くすることが経済を進展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるという、環境と経済の好循環の達成に向けた取組を進め、環境保全と経済発展の同時達成による持続可能な社会への新たな展開を図ることが重要だと考えられるようになってきている。

実際、国は表8のとおり環境と経済の好循環の達成に向けた取組を進めている。

表 8 国の環境と経済の好循環の達成に向けた取組

(環境に配慮した事業活動の促進)	
■ 環境配慮促進法	
■ 環境マネジメントシステム (エコアクション21、ISO14001)	
■ 持続可能な開発目標 (SDGs)	
■ 環境フェュー・ディリジェンス	
■ 環境情報開示 (環境報告ガイドライン、TCFD)	
■ ESGファイナンス・アワード・ジャパン 環境サステナブル企業部門	
■ 環境コミュニケーション大賞	
■ 環境こやさしい企業行動調査	
(環境金融の拡大 (金融のグリーン化))	
■ ESG金融ハイレベル・パネル	
■ ESG金融懇談会	
■ 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)	
■ 提言：ESG金融大国となるための取るべき戦略 (2019年3月6日公表)	
■ ESG投資の普及啓発	
■ グリーンファイナンスポータル	
■ 地域でのESG金融の促進	
■ グリーンボンド	
■ グリーンファンディング	
■ エコリース	
(環境保全に資する製品の普及促進 (グリーン購入・契約))	
■ グリーン購入法について	

(2) 意見

トレードオフの関係にある施策の場合、その影響を考慮して施策を考え、トレードオフの関係にある課題を統合的に解決していくため、各種事業を進めるに当たっては、関係課とも負の影響に係る情報も共有しながら施策を進めることが望ましい。

- 環境ラベル等データベース
- 環境配慮型製品の国際展開
- グリーン契約（環境配慮契約）について

（出典：環境省Webサイトより監査人作成）

また、2020年9月には、環境大臣、笹川環境副大臣、堀内環境副大臣、宮崎環境大臣政務官、神谷環境大臣政務官は、（一社）日本経済団体連合会と意見交換を行い、脱炭素社会の実現に向けた環境省と経団連の今後の連携方針をまとめた合意文書を取り交わしている。

一方、県においても、第5次環境基本計画において、特定の施策が複数の異なる課題（経済・社会分野を含む）を統合的に解決するよう施策を展開していくものと明示している。



図 10 統合的向上のイメージ図  
（出典：第5次愛知県環境基本計画）

また、県では環境の保全に関し、県民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割に基づき、互いに連携・協力して取り組むため「あいち環境づくり推進協議会」を設けている。

あいち環境づくり推進協議会構成員名簿は以下のとおりである。

- 行政
  - 愛知県 環境局長
  - 愛知県市長会 事務局長
  - 愛知県町村会 事務局長
  - 環境省中部地方環境事務所 環境対策課長
  - 愛知県公立高等学校長会 事務局長
  - 愛知県小中学校長会 会長
- 事業者
  - （一社）中部経済連合会 防災・環境部長
  - 愛知県商工会議所連合会 企画振興部長
  - 愛知県商工会連合会 専務理事
  - 環境パートナーナレッジ・CLUB 総合事務局長
  - （一社）循環資源再生利用ネットワーク 専務理事
- 県民
  - 愛知消費者協会 会長
  - 愛知県生活協同組合連合会 専務理事
  - 愛知県女性団体連盟 会長
  - 愛知県青少年団体連絡協議会 会長
- NPO等
  - NPO法人愛知環境カウンセラー協会 会長
  - （一社）環境創造研究センター 専務理事
  - （一社）中部SDGs推進センター 代表理事
  - 愛知学長懇話会SDGs企画委員会 委員長
  - ビオトープ・ネットワーク中部 会長

あいち環境づくり推進協議会は年に1回開催されており、協議内容については原則公開している。

**第5章 監査の結果（各論）**

本章においては、環境局において行われた各事業の監査結果について記載する。

○対象部局 環境局 地球温暖化対策課

1 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助の実施事業  
先進環境対応自動車導入補助事業

(1) 事業の概要

＜住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助の実施事業＞  
環境に配慮した住宅（スマートハウス、ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス））の普及を図るため、太陽光発電施設、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）などの一体的導入等に対して、市町村と協調して補助を実施する事業である。県民への直接の助成では無く、市町村に対して助成する制度であり、市町村からの申請に基づき、交付される。負担率は県1に対して市が3となっている。

＜先進環境対応自動車導入補助事業＞

FCV（バス・乗用車）、EV（トラック・バス・乗用車）、PHV（トラック・バス・乗用車）、天然ガス自動車（トラック・バス）、優良ハイブリッド自動車（トラック・バス）、ハイブリッド自動車（UDタクシーに限定。）を導入する旅客・貨物運送事業者や中小企業等の事業者を対象に、その導入経費の一部を助成する事業である。

(2) 補助事業の対象部門について【意見】

ア 検出事項

県では、2012年2月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2020」に基づき、地球温暖化防止に関する取組を総合的かつ計画的に進めてきたが、県内の温室効果ガス総排出量はむしろ増加している。

1990年度と2013年度の排出量を部門ごとに比較すると、産業部門では、事業者による自主削減取組等により減少しているものの、その排出割合は県全体の5割以上を占め、全国平均（約3割）と比べて非常に大きくなっている。

また、2021年の9月に県内に本社を置く自動車製造会社の労働組合で構成される労働組合連合会から、県の与野党4党の代表ら衆議院議員5人と連名で、カーボンニュートラル実現とグリーンリカバリーを通じた地域経済の活性化に向けた要望書が県に提出された。

要望の要旨については以下のとおりである。

- 自動車産業の持続性を高める選択肢を育み、雇用を守り、産業基盤を強くするためのカーボンニュートラル実現
- そのため自動車産業分野における課題解決検討の枠組み設置（総話会）
- 課題解決の具体策の実現に向けて国等への働きかけ

(2) 意見

環境保全と経済発展の統合的解決は決して容易ではないが、持続可能な社会の実現の観点から経済・社会分野への影響を考慮したバランスのある施策が重要である。

今後、この環境保全と経済発展の統合的課題解決のためには、行政のみならず、事業者、県民などの幅広い意見を集約するとともに、情報共有をより一層進め、一体となって解決していくことが望ましい。そのためには、既にあるあいち環境づくり推進協議会などの組織体を十分に活用して取り組まれたい。

また、県内の労働組合連合会からカーボンニュートラルの実現とグリーンリカバリーを通じて地域経済の活性化に向けた要望書が県に提出されているが、環境への取組は企業にとって戦略的な課題となってきた。この環境への取組は、国際的な事業展開をする大企業にとどまらず、中小企業にとっても重要である。しかし、中小企業が環境への取組を行うのは、ノウハウ及び資金が不足しており、大企業に比べて容易ではない。

この点、県は中小企業向けの「SDGs経営セミナー」、「あいち省エネ相談」など、支援策を講じてきている。こうした県の支援策をより充実したものにするには、中小企業とコミュニケーションをとり、中小企業にどのようなノウハウが不足しているのかについて県が把握することが望ましい。そこで、例えば商工会議所などと連携して中小企業の取組状況や意見を把握し、事業に反映させることが考えられる。

今後は、様々な中小企業の実態を見据えた支援策を充実させ、県内企業のさらなる活性化につなげることが望ましい。

また、業務部門及び家庭部門では、著しく増加しており、早急な対策が必要となっている。産業部門では減少傾向にあるものの、今後とも一層の削減取組が必要となっている。

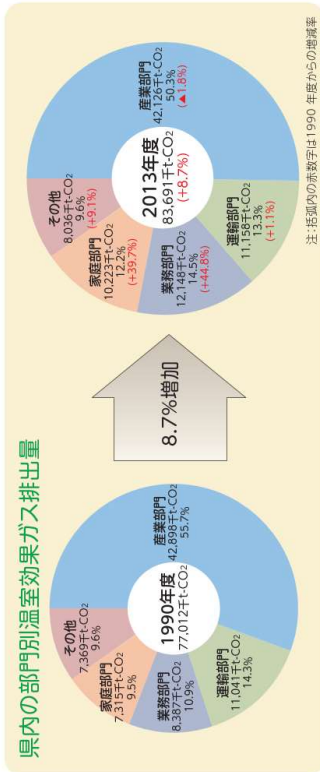


図 11 県内の部門別温室効果ガス排出量 (出典：あいち地球温暖化防止戦略 2030)

こういった状況を踏まえて、県では2018年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、2030年度の県内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減することを目標としている。

表 9 2030年度における愛知県の温室効果ガス排出量の推計等

部門等	2013年度排出量*2 (千t-CO <sub>2</sub> )	2030年度	
		排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	2013年度比
産業部門	40,153	34,713	▲13.5%
業務部門	12,072	6,101	▲49.5%
家庭部門	8,584	4,537	▲47.1%
運輸部門	13,327	9,476	▲28.9%
その他*1	8,247	6,348	▲23.0%
吸収源	—	▲242	—
総排出量	82,384	60,933	▲26.0%

\*1:その他は、エネルギー転換部門、非エネルギー転換部門、一酸化二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、六フッ化硫黄、三ふっ化窒素の合計。  
 \*2:2013年度排出量は、「地方公共団体実行計画(区域エネルギー)策定・実施マニュアル(算定方法編)(Ver1.0)」(平成29年最新版)に基づいて温室効果ガス排出量の算定手法の見直しを行っている。

(出典：あいち地球温暖化防止戦略 2030)

上記のとおり、2030年度の県内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減するためには、特定の部門だけではなく、全ての部門において排出量を削減していく必要がある。

このような状況の中、家庭部門においては、住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助、運輸部門においては、先進環境対応自動車導入補助という補助金の制度があるが、産業部門や業務部門に対する補助事業が存在していない。

イ 意見

全ての部門において温室効果ガス排出量の削減を進めていくための県の役割としては、事業者や個人の意識を改革する啓発事業と、経済合理性により、削減に資する行動に導く補助事業の双方を設ける必要があると考えられる。啓発事業と補助事業は、温室効果ガス排出量削減のための両輪であり、両者が揃うことで対応の促進が図られ、効率的に削減が進むのではないかと考える。

現状、家庭部門と運輸部門においては補助事業が存在しており、特に運輸部門においては、補助事業に加えて、E・V・P・H・V・F・C・Vの普及促進(自動車税の課税免除)といった事業もある。

ところが、産業部門及び業務部門においては補助事業がなく、啓発を通じた事業者の削減の努力を期待する事業しかない。

総排出量26%削減という目標達成のためには、各部門がバランスよく削減を進めていく必要がある。産業部門や業務部門においても、例えば環境対策設備投資への補助金交付など、補助事業の導入を含めた温室効果ガス排出量の削減策を検討することが望ましい。特に、県においては、産業部門の排出量(2013年度50.3%)の比率が全国平均(約3割)と比較して著しく高い状況にあり、ここに注力する必要があると思われる。

啓発事業において、事業者や個人にアプローチする際にも、補助事業というメニューを持っていけば、補助金の紹介も併せて行うことができ、アプローチがし易くなる場面も想定される。

ちなみに埼玉県では、図12のような補助事業があり、参考とされた。



もちろん、予算にも制限があり、追加で補助金の制度を設けることは容易でないことも想定されるが、日本だけではなく、全世界的な流れとして、環境に配慮した行動が強く求められるようになってきている。

そのような中で、環境に配慮することは、単に課せられた義務を果たすためというところに留まらず、事業者自身のビジネス上の競争力向上、取引の拡大にもつながる。そのため、関係する他局とも連携し、補助事業を含めた温室効果ガス排出量の削減策を検討されたい。

**目的**

本県では、地球温暖化対策を推進するに当たり、中小企業を含め県内事業所における一層の省エネルギー化を推進し、企業のエネルギーコストの抑制を図り、環境に配慮した事業活動を促進しています。  
そこで、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が県内に所在する事業所において実施するCO2排出量の削減に資する設備導入について、その費用の一部を県が補助し、自立的な省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減を支援するものです。  
なお、本補助事業は、「埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金交付要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき実施する事業です。

**事業概要**

ここでは主な事項のみを掲載しています。交付要綱及び募集要領を必ず確認し、内容を理解した上で申請してください。

対象者	民間事業者（埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社によっては、埼玉県中小企業振興基金条例（平成14年12月24日条例第98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限る。）
対象事業所	民間事業者が所有又は使用する、埼玉県自産協定型排出量取引制度の対象の大規模事業所（※） ※エネルギー使用量が原油換算値で3年連続1500キロワット以上以上の事業所 注）中小規模事業所については、別に補助事業があります。
対象事業	CO2排出量を削減するために必要な設備整備事業 ア)省エネルギー設備導入事業 （事業例）再生可能エネルギーの利用設備の導入、高効率省エネルギー設備への更新など イ)ESCO事業 （事業内容）ESCO事業に基づく設備改修 ※ア、イのいずれの事業においても、補助対象設備に県が定める要件を満たすEMSを設置し、設備のエネルギー使用量を計測し、稼働状況を常時把握しなければなりません。ただし、EMSが既に設置されており、新規導入設備においても使用可能な場合は、既存EMSにより計測するものとします。（EMSの要件については、募集要領を御確認ください。）
申請受付期間 （募集終了）	令和3年6月10日（水）から令和3年9月10日（金）まで ※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、申請は原則前送に限ります。やむを得ず持参を希望する場合は、事前に御相談ください。

**補助率**

事業	補助率	上限額	説明
省エネルギー設備導入事業 ESCO事業	補助対象経費の3分の1 （補助対象経費の4分の1）※1	1000万円 （750万円）※1	国の補助率等との併用不可※2

※1（ ）内は、補助対象設備が照明設備である場合の内容です。

※2 要綱で定める他の補助対象事業（省エネルギー設備等導入事業及びスマート省エネルギー技術導入事業等）との併用は可。

**図 12 埼玉県CO2排出削減設備導入補助事業【大規模事業所向け】**

（出典：埼玉県環境部温暖化対策課Webサイト）

2 地球温暖化対策計画書制度の推進事業

(1) 事業の概要

愛知県地球温暖化対策推進条例に基づき、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者に対し、地球温暖化対策計画書及び実施状況書の提出を義務づけ、計画書等の内容が評価、公表、助言することによって産業・業務の両部門における低炭素化を促進する事業である。

事業者には計画書と実績を記載した状況書の提出が求められる。

評価項目は表10のとおりであり、評価項目の種類別に、模範的・先進的(S)、優(A)、良(B)、良未満(C)、評価なし(-)のいずれかかの判断が行われ、SとAについては、事業者名が公表される。

表 10 評価項目の取扱い

評価項目の種類	留意点	取り扱い	考え方
ア 温室効果ガス 排出量	削減率の目標値は排出量で設定することが望ましい。 毎年度の基準年度比削減率の計画期間平均値を評価。	本制度の目的は排出量の削減であり、排出量単位の改善が必ずしも排出量の削減につながるものではないため。 計画期間内の各年度の削減努力を公平に取り扱うため。	
イ 削減対策	16項目の必須対策への対応状況を報告する必要がある。 イの自主対策、ウの各対策を実施済みとするためには、原則、対策による削減効果を把握する必要がある。	必須対策は、多くの事業活動に該当する。特に運用面に関する対策であり、その計画状況・実施状況を特に重視しているため。 削減効果を把握していることが、必須対策を代替する自主対策の要件としているため。 実施件数が評価に直結していることを実施済とする1つの削減効果を実施していることを実施済とする1つの基準としているため。	
ウ 先進的・先導的対策			

(出典：地球温暖化対策計画書制度ガイドブック)

排出量の削減が進まない事業者に対しては、事業者を直接訪問し、削減についての助言が行われる。助言は、愛知県地球温暖化対策推進条例第11条に基づいて、適切な助言を行うことのできる専門家(委託事業者)と地球温暖化対策課及び県民事務所等の職員によって実施される。

参考 愛知県地球温暖化対策推進条例第11条

知事は、特定事業者に対し、第8条第1項又は第9条第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による助言を行うため必要な限度において、当該特定事業者の協力を得て、地球温暖化対策計画書等の内容に関する資料の提供を受け、又はその職員に、温室効果ガスの排出をすすめる工場若しくは事業場その他の場所において、事業の用に供する設備その他の物件を確認させることができる。

(2) 地球温暖化対策計画書(状況書)の内容確認の深度について【意見】

ア 検出事項

計画書については、2019年度に666事業者、2020年度に41事業者から提出された。評価ランク別の事業者数は表11のとおり。

表 11 評価ランク別の事業者数

評価項目	評価ランク	2020年度	2019年度
温室効果ガスの削減率	S	1	26
	A	27	527
	B	13	102
	C	0	11
	計	41	666
削減対策の実施率	S	15	206
	A	8	126
	B	18	334
	計	41	666
先進的・先導的対策の実施状況	S	2	34
	A	15	191
	-	24	441
	計	41	666

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課Webサイト)



(3) 助言を行った事業者に対する評価について【意見】

ア 検出事項

年間に40の事業者を選定、訪問し、温室効果ガスの排出量削減に関する助言が行われている。助言の内容は、設備管理方法の運用、管理指標等の見直し、配管系統図、エネルギー使用量の詳細把握等、実践的なものばかりである。なお、来年度は新制度移行後、初めて状況書の評価を行う年度となる。

表 12 助言の一例

対策No.	業種(大分類)	業種(中分類)	助言内容
2	E 製造業	23 非鉄金属製造業	○設備管理方法の運用について 管理標準は130審査で指摘を受けて昨年を作成したが、運用はできていないとのこと。 運用基準を簡易なコメントで設備ごとに明示する、適正圧力範囲などをメーター類にマーキングするなどにより、誰でも適正管理や異常発見ができる取り組みを実施していただくことと良い。 外国人労働者が多いとのことなので、周知事項等は外国語や写真・イラスト等でわかりやすく掲示していただくことと良い。
2	E 製造業	11 繊維工業	○管理標準等の見直しについて 管理標準は2002年に作成し、以降、更新していないとのこと。 また、管理標準を定めたが点検していない項目もあり、点検結果の記録も行っていないとのこと。 管理標準は、現状の設備に即した適正な管理を行うことができるよう、記載内容を見直ししていただくことと良い。 また、設備の点検結果を記録することで、異常の早期発見や、点検漏れの防止にもつながるため、記録を実施していただくことと良い。

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課Webサイト)

イ 意見

助言は、事業者の温室効果ガスの削減に有効なツールであり、事業者の排出状況は多様・複雑であることから、引き続き専門家（委託事業者）とともに実践的に行っていくことが望ましい。

また、2022年度は、新制度移行後、初めて状況書の評価を行う年度となることから、助言を行った効果を確認することが可能となる。確かに、削減が進まない事業者に助言を行っているため、短期間で削減効果が出ることも限らない。しかし、助言のために外部の委託業者を利用していることから、事業効果を客観的な指標で確認することは重要である。

なお、客観的な指標については、例えば、助言を行った事業者の温室効果ガス排出量の削減率や評価ランクがどれくらい上昇したか等が考えられる。

状況書については、2020年度に720事業者から提出され、状況書の評価は2022年度からなる。

評価に当たっては、温室効果ガス排出量の削減率（計画書では目標値、状況書では実績値）が一つの指標となるが、事業者から報告された数値については、異常値についての分析や、疑問点についての照会が行われているものの、県には立入検査権限がないこともあり、エビデンスを用いての確認は行われていない。

この点に関する県の見解は以下のとおりである。

- 事業者名と共に温室効果ガス排出量が公表されている。
- 仮に虚偽の報告をし、それが明らかになった場合には、事業者の評判に傷がつくため、事業者に虚偽の報告を行う動機は低い。

イ 意見

現状、事業者から報告される温室効果ガス排出量の数値については、エビデンスでの確認は行われていないが、県としての評価を与え、公表する以上、立入検査権限はないものの、可能な範囲でエビデンスの確認も行うことが望ましい。これは、あくまでも愛知県地球温暖化対策推進条例第11条第2項が定める事業者の協力義務の範囲において、地球温暖化対策計画書のエビデンスの確認に協力を求めるものである。

全ての事業者の全ての項目に対して網羅的な確認を行うということではなく、例えば、助言のために訪問する事業者のみを対象として、試行的に任意のエネルギー種別（原油等）の使用量のみエビデンスを確認することも考えられる。その結果、事業者からの報告が信頼できるものであれば、確認作業は無くしてもよいし、逆に記載誤りが多く検出されれば、範囲を広げることも想定される。

なお、現状は排出量の削減が進まない事業者に対して助言を行っているため、意図的に数値を偽って、数値をよく見せようとしていることは想定し難い。しかし、意図的でない報告数値の誤りを発見できる可能性もあるもので、意義はあると考える。

3 愛知県庁における温室効果ガスの排出削減の推進事業

(1) 事業の概要

省エネ法等に基づく中長期計画及び年次報告書を作成し、国に提出している。

また、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画（事務事業編）でもある「あいちエコスタンプ」に基づき、「県庁さわやかエコスタイルキャンペーン」や省CO<sub>2</sub>電力入札等の取組に加え、県自ら率先して県有施設にLED照明を導入し、県の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を図っている。

(2) あいちエコスタンプにおける温室効果ガス排出量の実績報告数値及び電力供給事業者の選定について【意見】

ア 検出事項

県では環境に配慮した電力調達契約を締結するために、「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」の中で、次のように競争入札にかかると入札参加資格を定めている。

参考 愛知県電力の調達に係る環境配慮方針

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 環境評価基礎項目

ア 二酸化炭素排出係数

イ 未利用エネルギーの活用状況

ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 環境評価加点項目

ア 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格)

第5条 入札参加資格は、次のとおりとする。

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、前条（1）に定める環境評価基礎項目を、別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した環境評価基礎項目の評価点の合計点数が70点以上のものがあること。

環境評価基礎項目の評価点が70点に満たない場合、前条（2）に

定める環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上のものであること。

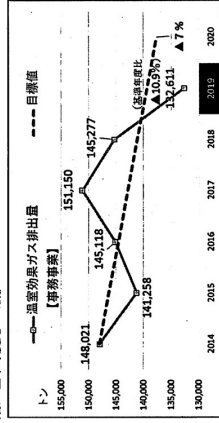
※開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和2年9月最終改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時刻（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

上記の方針は国の評価基準よりも厳しい基準となっており、この方針により、入札に参加できず事業者は凡そ10社程度に絞られるが、10社のうちのどの事業者から調達するか、事業者選定の方法（価格のみで決定するか、総合評価を行うか等）は各施設の管理者の裁量に任せられている。10社の中でも二酸化炭素の排出係数には幅があり、各施設の温室効果ガスの排出量は、落札した事業者の二酸化炭素の排出係数に依存する部分が多い。これは、図13のとおり、2020年度愛知県環境マネジメンツシステム推進会議において報告された地球温暖化対策推進法の実行計画に係る目標と実績数値の比較資料からも読み取れる。

また、図13からは排出係数が大きい事業者が落とした場合には目標を達成できていないことが分かる。

(2) 地球温暖化対策推進法の実行計画に係る目標

7 温室効果ガス排出量【経路別（水道事業、下水道事業以外）】(CO<sub>2</sub>換算) (2020年度目標：基準年比7%減)



取組結果：基準年(2014年度)比で10.9%減となった。

実績の推移：2015年度は愛知県新文化センター等において0%排出係数が小さい電気事業者が落札したこと等により減少。2016年度から2017年度は、新施設の採用開始や排出係数が大きい事業者が落札したこと等により増加した。その後、施設の一部休館や愛・地球博記念公園等において排出係数が小さい事業者が落札したこと等により2019年度にかけて減少している。

イ 意見

目標値を達成できていない年度の要因を十分に検証し、目標を達成するための具体的な対策を明確にする必要がある。

ここで、温室効果ガス削減のためには、

(ア)より排出係数の低い電気を調達する

(イ)エネルギー使用量の削減に努める

の2つの方向性が重要である。

まず、(ア)に関して、図13を見ると、事務事業、水道事業、下水道事業のいずれれにおいても、目標値を達成できるところが小売電気事業者の二酸化炭素の排出係数に大きく依存していることが分かる。そのため、できる限り排出係数の低い小売電気事業者と契約することが削減目標値達成のための重要な要素となるという。

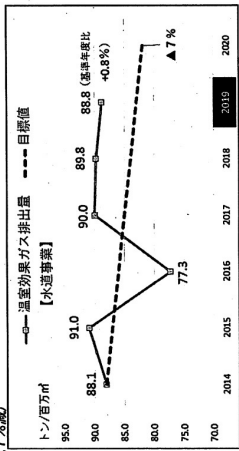
そこで、県は国の評価基準よりも厳しい県独自の評価基準で事業者の入札参加資格を制限することで、温室効果ガス削減に努めている。

しかし、今後さらなる温室効果ガス削減を目指し、最終的な目標値を達成できるようにするためには国の評価基準と比較しながら県独自の評価基準を見直すとともに、例えば、再生可能エネルギー100%の電力を調達する「Re100」のような直接的に温室効果ガスの削減につながる取組の検討も望ましい。

次に、(イ)については、例えば排出係数の低い小売電気事業者と契約しても、エネルギー使用量を増やしてしまえば、結局温室効果ガスの排出削減は期待できない。契約した小売電気事業者の排出係数にかかわらず、今後も引き続き県全体でのエネルギー使用量の削減を徹底させたい。

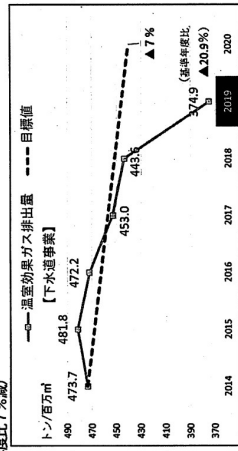
また、(ア)と(イ)のバランスも重要である。県の評価基準をさらに厳しくするだけでは、事業者が少なくなり、競争原理が働きにくくなるため、電気の調達価格が高くなる恐れもある。排出係数の低い事業者が落札した場合でも目標値を達成できるように(イ)のエネルギー使用量の削減に努める仕組み作りが必要である。

イ 温室効果ガス排出量【水道事業】(CO<sub>2</sub>換算・取水量あたり) (2020年度目標：基準年比7%減)



取組結果：基準年度(2014年度)比で0.8%減となった。  
実績の推移：犬山浄水場等においてCO<sub>2</sub>排出係数が小さい電気事業者が落札したなどにより減少した。2016年度を除き、ほぼ横ばいとなっている。

ウ 温室効果ガス排出量【下水道事業】(CO<sub>2</sub>換算・処理水量あたり) (2020年度目標：基準年比7%減)



取組結果：基準年度(2014年度)比で20.9%減となった。  
実績の推移：下水道の普及、拡大に伴う下水処理量の増加により2015年度は増加したが、2016年度以降はエネルギー使用量の減少や前年度よりCO<sub>2</sub>排出係数が小さい電気事業者が落札したこと等により減少している。2019年度は特に排出係数が小さい事業者が落札したため大幅に減少した。

図13 地球温暖化対策推進法の実行計画に係る目標 (出典：2020年度愛知県環境マネジメントシステム推進会議資料)

表 13 新車新規登録台数

(単位：台)

	EV	PHV	FCV	合計
2011年度※	129	485	0	614
2012年度	811	1,534	0	2,345
2013年度	996	1,165	0	2,161
2014年度	1,280	1,535	58	2,873
2015年度	1,168	1,771	119	3,058
2016年度	1,030	1,742	466	3,238
2017年度	2,110	4,280	194	6,584
2018年度	2,062	2,840	192	5,094
2019年度	1,590	2,215	116	3,921
2020年度	1,239	1,866	247	3,352
合計	12,415	19,433	1,392	33,240

※2012年1月～3月の新車新規登録分

(出典：愛知県環境局温暖化対策課作成資料より監査人作成)

4 EV・PHV・FCVの普及促進事業（課税免除）

(1) 事業の概要

地球温暖化対策、その他の環境対策を推進する観点から、次世代自動車の普及を促進するとともに、県内における次世代自動車の需要の拡大を通じて自動車産業の活性化を図るため、2012年から電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に対する自動車税種別割について県独自の課税免除制度を導入している。

◆ 対象となる自動車

2016年4月1日から2023年3月31日までの間に新車新規登録を受けた次に掲げる自動車

- ・電気自動車（燃料電池車を含む）
- ・プラグインハイブリッド自動車

※ 2015年度までに新車新規登録を受けたものは、2021年度以降は免除期間終了に伴い標準税率で課税となる。

◆ 軽減額及び軽減期間

軽減額：新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分の自動車税種別割の全額

軽減期間：新車新規登録をした年度に応じて軽減される。

(2) 課税免除の効果測定について【意見】

ア 検出事項

課税免除実績 2012年1月～2021年3月末は以下のとおりである。これについて、新規登録台数は主として新規車種の導入や景気動向などに左右されることであるが、事業目的である次世代自動車の普及の促進及び県内における次世代自動車の需要の拡大を通じた自動車産業の活性化についての効果測定のために、特段追加的な分析を実施していない。

表 14 課税免除した金額

(単位：千円)

	単年度免除実績	累計免除実績
2011年度	0**	0**
2012年度	47,831	47,831
2013年度	89,082	136,913
2014年度	180,603	317,516
2015年度	239,599	557,115
2016年度	314,689	871,804
2017年度	460,524	1,332,328
2018年度	489,736	1,822,064
2019年度	602,458	2,424,522
2020年度	643,875	3,068,397

※2011年度については、2012年1月1日から2012年3月31日までに新車新規登録を受けたものが

対象で、2012年度からの5年度分を全額免除（月割分の免除なし）

(出典：愛知県環境局温暖化対策課作成資料より監査人作成)

なお、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」では、2030年度のEV・PHV・FCV新車販売割合の目標を30%としている。しかし、EV・PHV・FCV新車販売割合の実績は2018年度現在で1.4%である。

イ 意見

2030年度のEV・PHV・FCV新車販売割合の目標30%を達成するためには、県の行ってきた施策が、どれだけ目標達成に貢献したのかについて、その施策の効果を詳細に分析して測定することが望ましい。ここで、県は課税免除を利用し、次世代自動車（EV・PHV・FCV）の新規登録されたものの推移を把握している。しかし、次世代自動車（EV・PHV・FCV）の新規登録車の把握だけでは、課税免除により、どれだけ次世代自動車（EV・PHV・FCV）の新規登録車が増えたのかはわからず、施策の効果測定をするための十分な分析とは言えない。

そのため、次世代自動車の新規登録台数の把握に加え、例えば県下の新規自動車の登録台数に占める次世代自動車の割合及び課税免除を実施していない県（なるべく愛知県と県民所得水準の近い県など）との比較、並びに同様の課税免除を実施している県との比較等を実施することにより、詳細に分析することが望ましい。

【参考】

以下は、現在データがある最新年度について、「自検協統計 自動車保有車両数 令和2年3月末現在 No. 47」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会 発行）を利用し、県について、監査人が試算した数値である。

取得可能なデータの関係で、2020年3月末の軽自動車を除く自動車の保有台数のみ全国、他都県と比較した結果、全国の保有比率は上回っているが、車種別ではEV、PHV以外は他県での保有比率の方が高くなっている。

したがって、年度推移分析、他県の施策とデータとの比較分析等を実施することが、効果測定及び今後の事業の検討に有用であると考える。

○ 2020年3月末保有台数及び保有比率 ※1

表 15 低公害燃料別、都道府県別 2020年3月末保有台数

(ア) 保有台数 (単位：台)

車種	愛知県	東京都	神奈川県	全国
HV	821,434	562,811	510,694	9,190,212
PHV	15,102	12,137	7,327	136,362
EV	9,053	7,493	9,482	119,159
CNG	608	2,147	424	7,951
FCV	1,139	1,144	269	3,758
計	847,336	585,732	528,196	9,457,442
全登録車	3,438,152	3,111,886	2,724,696	47,205,414

(イ) 保有比率

車種	愛知県	東京都	神奈川県	全国
HV	<b>23.89%</b>	18.09%	18.74%	19.47%
PHV	<b>0.44%</b>	0.39%	0.27%	0.29%
EV	0.26%	0.24%	<b>0.35%</b>	0.25%
CNG	0.02%	<b>0.07%</b>	0.02%	0.02%
FCV	0.03%	<b>0.04%</b>	0.01%	0.01%
計	<b>24.65%</b>	18.82%	19.39%	20.03%
全保有	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(出典：一般財団法人 自動車検査登録情報協会 発行「自検協統計 自動車保有車両数 令和2年3月末現在 No. 47」より監査人作成)

※1 新車新規登録台数の合計とは、廃車や他県へ移動している分もあるため一致しない。

※2 一番比率が高いものを太字としている。



5 あいち自動車ゼロエミッション化加速プランキックオフフォーラム事業

(1) 事業の概要

表 16 フォーラムの概要

	内容
日時	2021年3月(予定)
会場	未定(300名程度の来場を想定) ※会場は県において予約する。使用料は受託者が負担する。
内容	○フォーラム ① プランの説明【県環境局職員・20分程度】 ② 基礎講演【学識者または専門家・60分程度】 ③ 優良事例の取り組発表【自動車メーカー等の関連事業者3名程度・計45分】 ④ パネルディスカッション【モデレーター、パネリスト・60分程度】
参加人数	300名程度
対象者	事業者、県民、市町村等
その他	講演者への謝金及び旅費は受託者が負担する。

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

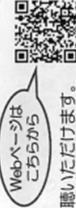
あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン  
キックオフフォーラム

世界の地球温暖化対策が2050年のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指す方向へ大きく舵を切りつつある中、将来的な自動車からのCO<sub>2</sub>排出ゼロを目指すためには、エネルギーの脱炭素化と並行して、走行時にCO<sub>2</sub>を排出しないEV・PHV・FCV等の普及(自動車ゼロエミッション化)加速が重要です。愛知県では、2030年度のEV・PHV・FCVの普及目標と、その達成に向けた取組の方向性を示すため、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」を、新たに策定する本プランの策定に当たり、キックオフフォーラムをオンデマンド配信します。

※EV：電気自動車、PHV：プラグインハイブリッド自動車(CO<sub>2</sub>を排出しないのはEV走行時)、FCV：燃料電池自動車

配信期間 2021年3月26日(金)～31日(水)

配信方法 オンデマンド配信



Webページは  
こちらから

開催期間中、下記のWebページから講演等の動画を視聴いただけます。  
・視聴は無料です(通信料は自己負担となります)  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/xevforum2021.html>

基調講演

「FCVを始めとした電動化普及へのトヨタの取組み」  
トヨタ自動車株式会社 トヨタZEVファクトリー 部長 濱村 芳彦氏  
FC事業領域(統括部長)

プラン概要説明

「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」の概要説明  
愛知県環境局地球温暖化対策課職員



プラン検討委員会委員へのインタビュー

「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」検討委員会委員の皆様から、昨今の自動車を取り巻く現状、地球温暖化に対する現状認識、プランに対する所感やポイントなどについてコメントをいただきます。

<検討委員会委員>

- 名古屋大学未来社会創造機構 教授 森川 高行氏
- 一般財団法人電力中央研究所 特任役員 池谷 知彦氏
- 愛知工業大学工学部 客員教授 藤村 俊夫氏



図 14 あいち自動車ゼロエミッション化加速プランキックオフフォーラムの案内  
(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

6 先進環境対応自動車導入補助事業

(1) 事業の概要

自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善を目的として、EV・PHV・FCV等の先進環境対応自動車の導入を行う旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者に対して、その経費の一部を補助するものである。

- 2020年度の予算と執行額  
 予算額：243,714千円  
 執行額：180,991千円（執行率 74.3%）

(2) 配信期間及び視聴者数について【意見】

ア 検出事項

当該フォーラムは会場を利用した300名程度の来場者を予定して計画された事業であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンデマンド配信による方法に変更し、配信期間は6日間、視聴者数は209名であった。

イ 意見

当該事業のうちフォーラムにかかる積算額は1,670千円であり（EV・PHV・FCV普及加速プラン（仮称）策定支援業務積算資料）、視聴者1人あたり約8,000円の費用が支出されていることになる。

配信期間については、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」の策定及び配信が年度末近くになったことや、登壇者の話す情報の性質から配信期間を3月末までと、配信期間の制限をすることを必要であったこと等の事情があり、短くなったとのことである。

動画による配信はより多くの視聴を得た方が、当然に費用対効果が高くなるものである。したがって、今後同様のフォーラム等を計画する際には、計画時から動画配信も並行して実施することを想定し、内容や実施時期の検討をすることにより、配信期間を長くし、より多くの視聴者の再生を促すように努められたい。



## 先進環境対応自動車導入促進費補助金のご案内

～事業用に自動車の導入をお考えのみさまへ～

※ 自家用登録のEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)除く

**NGV**  
(天然ガス自動車)

**EV**  
(電気自動車)

**PHV**  
(プラグインハイブリッド自動車)

**FCV**  
(燃料電池自動車)



**申請期限**  
2022年3月15日(火) 正午 必着  
必ず車両導入(代金支払、登録)前に申請してください

※申請が予算額に達した場合、提出期限前に受付を終了します

※ただし、自家用登録車両(白ナンバー)のEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)は車両の導入(車両登録及び代金支払)後30日以内に申請(2022年3月31日(水)まで)

愛知県では、自動車から排出されるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの削減等を目的とし、事業者が電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)などを導入する経費の一部を補助します。

### 対象となる方

- 営業用(緑ナンバー) 車両 旅客・貨物運送事業者
- 自家用(白ナンバー) 車両 中小企業等の事業者 (注)

(注) 中小企業信用保険法に規定された中小企業者(個人事業者を含む)等 詳細は下記WEBページをご覧ください

※ 上記の事業者へ貸し渡す目的で車両を導入するリース事業者も対象です。

### 対象車両と補助額

2021年4月1日～2022年3月31日に愛知県内の事業所で登録する新車

対象車種	補助額	上限額
<b>NGV (トラック)</b>	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3	最大積載量 4t未満 24.3万円 4t以上 91.6万円
<b>優良HV (トラック)</b>		4t未満 25.6万円 4t以上 89.3万円
<b>EV (トラック・乗用車)</b> 白ナンバーは別チラシ参照	[3ナンバー車] (A-200) × 2,000円 [3ナンバー以外の車] A × 1,000円 A: 一充電走行距離 (km)	40万円
<b>PHV (トラック・乗用車)</b> 白ナンバーは別チラシ参照	20万円 (定額)	20万円
<b>FCV (乗用車)</b> 白ナンバーは別チラシ参照	60万円 (定額)	60万円

◆ ローン購入等による所定権留保期間を導入する場合、年度内に車両代金全額が販売店に入金されている必要があります。また、申請者が年度内に車両等へ支払った額を補助の限度とします。

○ 上記以外にもハイブリッドUDタクシー等も補助対象です。詳細は下記WEBページをご覧ください。

## 先進環境対応自動車導入促進費補助金のご案内

～事業用に自動車の導入をお考えのみさまへ～

※ 自家用登録のEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)用

**EV**  
電気自動車

**PHV**  
プラグインハイブリッド自動車

**FCV**  
燃料電池自動車



**申請期限**  
導入後に申請してください

**車両導入(登録・支払)から30日以内**  
(募集締切※: 2022年3月31日(木) 正午まで)

※先着順 予算額に達し次第、締切前でも受付を終了します

愛知県では、自動車から排出されるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの削減等を目的とし、事業者が電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)などを導入する経費の一部を補助します。

### 対象となる方

- 中小企業等の事業者 (注) 及び左記事業者へ車両を貸し渡すリース事業者

(注) 中小企業信用保険法に規定された中小企業者(個人事業者を含む)等 詳細はWebページをご覧ください

### 対象車両と補助額

2021年4月1日～2022年3月31日に愛知県内の事業所で登録する新車

(自家用登録車両(いわゆる白ナンバー)の場合)

対象車種	補助額	上限額
<b>EV (トラック・乗用車)</b>	[3ナンバー車] (A-200) × 2,000円 [3ナンバー以外の車] A × 1,000円 A: 一充電走行距離 (km)	40万円
<b>PHV (トラック・乗用車)</b>		20万円 (定額)
<b>FCV (乗用車)</b>	60万円 (定額)	60万円

◆ ローン購入等による所定権留保期間を導入する場合、年度内に車両代金全額自動車販売会社へ支払われている必要があります。また、申請者が年度内に負担する額(申請者が自動車販売会社やローン会社等へ支払った額)を補助の限度とします。

上記以外にも、バス(天然ガス・EV・PHV・FCV)、トラック(天然ガス車・優良ハイブリッド)や営業用登録車両(いわゆる緑ナンバーのUDタクシー)も補助対象ですが、**これまで同様、事前の申請が必要**です。詳細はWebページをご覧ください。

(2) 補助金の効果測定について【意見】

ア 換出事項

補助実績（2011年度～2020年度）は表17のとおりである。これについて、効果測定のために特段の追加的な分析を実施していない。

表17 先進環境対応自動車導入促進費補助金補助実績の推移

予算	年度									
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
金額（単位：千円）	59,600	53,000	48,600	45,510	56,118	202,786	108,738	101,501	235,262	243,714
台数（単位：台）	108	120	126	138	125	325	349	302	996	1,047
実績	金額（単位：千円）	52,205	42,966	28,881	22,047	17,180	106	96	120	113
	うちEV・PHV・FCV	26,821	22,047	17,180	106	96	61	113	95.1	96.0
	台数（単位：台）	198	138	106	69	61	113	95.1	96.0	96.0
	うちEV・PHV・FCV	104	59	69	61	113	95.1	96.0	96.0	96.0
執行率	金額ベース（単位：%）	87.6	81.1	59.4	50.3	84.1	95.1	96.0	96.0	96.0
	台数ベース（単位：%）	183.3	115.0	84.1	69.6	84.1	95.1	96.0	96.0	96.0

予算	年度									
	2016	2017	2018	2019	2020					
金額（単位：千円）	197,791	87,025	74,515	153,817	180,991					
台数（単位：台）	196,481	82,397	72,653	102,791	150,295					
実績	金額（単位：千円）	308	297	243	797	702				
	うちEV・PHV・FCV	303	279	236	312	405				
	台数（単位：台）	97.5	80.0	73.4	65.4	74.3				
執行率	金額ベース（単位：%）	94.8	85.1	80.5	80.0	67.0				
	台数ベース（単位：%）	94.8	85.1	80.5	80.0	67.0				

（出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料より監査人作成）

なお、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」では、2030年度のEV・PHV・FCV新車販売割合の目標を30%としている。しかし、EV・PHV・FCV新車販売割合の実績は2018年度現在で1.4%である。

先進環境対応自動車導入促進費補助金のご案内  
～環境性能に優れたバスの導入をお考えのみなさまへ～

申請期限  
**2022年3月15日（火）**  
正午 必着

※必ず車両導入（代金支払、登録）前に申請してください  
※申請が予算額に達した場合、提出期限前に受付を終了します

愛知県では、自動車から排出されるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの削減等を目的とし、事業者が環境性能に優れたバス（燃料電池バス等）を導入する経費の一部を補助します。

対象となる方

- 営業用（緑ナンバー）車両 旅客運送事業者
- 自家用（白ナンバー）車両 中小企業等の事業者（注）

（注1）中小企業信用保証法に規定された中小企業者（個人事業者を含む）の詳細は下記WEBページをご覧ください  
（注2）白ナンバーの燃料電池バスは中小企業以外の民間企業・団体に（大企業等）も補助対象です

- ※ 上記の事業者へ貸し渡す目的で車両を導入するリース事業者も対象です。
- ※ 自治体（及び自治体の出資する団体）は補助対象外です。

対象車両と補助額

対象車種	補助額	上限額
燃料電池バス	車両本体価格と通常車両価格※との差額の1/3	3,059,3万円 (大企業等2,294,5万円)
電気バス	大企業等に導入する白ナンバーの燃料電池バスは車両本体価格と通常車両価格※との差額の1/4	1,876万円
プラグインハイブリッドバス	※ディーゼルバスの相場価格	500万円
天然ガスバス		
優良ハイブリッドバス（自家用車両は対象外）		

◆ 値引きの基準や、国からの補助金の交付状況により、補助額が減額となる場合があります。

※ 上記以外にもEV・PHV・FCVの乗用車や天然ガス・優良ハイブリッドのトラック、ハイブリッドUDタクシー等も補助対象です。詳細は下記WEBページをご覧ください。

図15 先進環境対応自動車導入促進費補助金のご案内

（出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料）



イ 意見

事業の趣旨である次世代自動車の普及促進という観点から、当核補助金により導入された台数及び執行額の推移を把握していることに一定の合理性はあると考えられる。

補助金により導入された台数及び執行額の把握に加えて、県下での新規自動車の登録台数に占める次世代自動車の割合及び補助金事業を実施していない他県との比較、並びに同様の補助金事業を実施している他県との比較等を実施することにより、当該事業の効果測定を実施することが可能であると考えられるため、そのような分析を実施することが望ましい。

また、2030年度の次世代自動車の導入割合30.0%という目標に対し、2018年度で1.4%の実績になっていることを踏まえ、目標達成のために行ける施策について、分析の結果を活用して検討することが望ましい。

7 先進環境対応公用車の導入事業

(1) 事業の概要

一般公用車への先進環境対応自動車の導入を率先的に推進するとともに、最新型のFCVを導入し、日常業務や環境学習への活用を通じて、その優れた環境性能の普及啓発を行う。

愛知県一般公用車導入計画（目標2020年度）

- ① 一般公用車における次世代自動車等先進エコカーの構成割合を2020年度までに40%とする。……A
- ② 一般公用車における次世代自動車の導入割合を2020年度までに60%とする。……B

表 18 愛知県一般公用車導入計画（目標2020年度）

次世代自動車等	A（構成割合）	B（導入割合）
燃料電池自動車		2%
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	40%	24%
天然ガス自動車		6%
ハイブリッド自動車		28%
環境性能に優れた従来車※	40%	60%
比率	40%	60%

※平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆）かつ平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車（登録車）

（出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料）

(2) 構成割合、導入割合の目標について【意見】

ア 検出事項

表19、表20のとおり、2020年度の一般公用車における次世代自動車等先進エコカーの構成割合は30.1%、次世代自動車の導入割合は35.8%であり、いずれも、それぞれの目標である40%、60%を達成していない。

表 19 県一般公用車<sup>※1</sup>における次世代自動車等先進エコカーの構成率  
(各年度末台数)

種類/年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 <sup>※3</sup>
気自動車	1	1	1	1	1	1	1	1	2
プラグインハイブリッド自動車	2	3	4	5	5	5	5	5	5
燃料電池自動車	1	2	2	2	2	2	※2 3	※2 5	5
ハイブリッド自動車	44	45	46	49	56	64	78	100	115
天然ガス自動車	26	24	20	17	7	5	3	3	3
17排出ガス基準 75%低減 かつH22 年度燃費基準+25%達成車	30	41	65	79	102	144	161	204	247
H22 年度燃費基準達成車 (登録車)	104	116	138	153	173	221	251	318	377
一般公用車台数	1,067	1,070	1,069	1,067	1,064	1,074	1,048	1,056	1,064
次世代自動車等 先進エコカー構成率(%)	9.7%	10.8%	12.9%	14.3%	16.3%	20.6%	24.0%	30.1%	35.4%

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料より監査人作成)

表 20 県一般公用車<sup>※1</sup>における次世代自動車の導入率

種類/年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 <sup>※3</sup>
気自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	1
プラグインハイブリッド自動車	-	1	2	2	-	-	-	-	-
燃料電池自動車	-	2	-	-	-	-	※2 1	※2 2	-
ハイブリッド自動車	1	1	1	4	9	9	17	-	19
天然ガス自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般公用車導入台数	16	21	39	44	39	60	65	67	63
次世代自動車導入率(%)	6.3%	19.0%	7.7%	13.6%	23.1%	15.0%	27.7%	35.8%	31.7%

※1 通常の行政事務の用に供する自動車。愛知県警察導入分や特定の目的のみに使用する車両（黒塗り等）は含まない。

※2 2019年度に寄贈を受けたFCV（植樹祭に使用）を含む。

※3 2021年度については、予算積算上の導入状況及びそれを踏まえた保有状況。

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料より監査人作成)

イ 意見

ハイブリッド車については、環境局の試算では12万キロメートル走り、比較的導入が進んでいるもの、表21のとおり、一般公用車のハイブリッド車の構成割合は県下の全登録車に占めるハイブリッド車の構成割合の半分以上であり、率先的な導入を推進しているとは言い難い。

県の公用車に次世代自動車を導入する際の障壁となっている事項は、県内の事業者や県民が次世代自動車を購入する際の障壁と同様と考えられる。このことから、県が障壁となっている事項を改善することは、県内の事業者や県民が次世代自動車を購入する際の障壁となる事項を改善することにもつながり、県全体で、より導入が進むと考えられる。

したがって、導入の障壁について調査・分析を行い、公用車はもとより、県全体での導入が促進されるような施策を策定することに生かすことが望ましい。

例えば、PHVやEVは環境目的だけでなく、災害時に電源として利用できるというメリットもあり、これにより費用が高額であっても導入されている事例がある。これは公用車のみならず、業務部門、家庭部門にも訴求すると考えられる。

また、未達であることについて、目標策定時に目標達成のための具体的な計画に基づいて導入を推進するというよりは、働きかけは行いが、最終的な導入は予算を含めた総合的な判断とされていることで、県全体の取組として目標を達成する仕組みになっていない。これについて、具体的な計画を策定し、その達成度合いを確認しながら率先的な導入という目的を達成するための施策を実施することが望ましい。

なお、政府は、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において、公用車の新規導入・更新については、2022年度以降全て電動車とし（特殊車両など代替可能な電動車がない場合を除く）、使用する公用車全体でも2030年度までにすべて電動車とする計画を立てており、県においても同様の施策を実施することが望ましい。

表 21 公用車の種別割合 (2020年3月末保有)

種別	県内全登録車			県一般公用車		
	台数	構成比	台数	構成比	差引	
HV	821,434	23.89%	100	9.47%	-14.42%	
PHV	15,102	0.44%	5	0.47%	0.03%	
EV	9,053	0.26%	1	0.09%	-0.17%	
CNG	608	0.02%	3	0.28%	0.27%	
FCV	1,139	0.03%	5	0.47%	0.44%	
計	847,336	24.65%	114	10.80%	-13.85%	
全保有	3,438,152	100.00%	1,056	100.00%	0.00%	

(出典：一般財団法人自動車検査登録情報協会 発行「自検協統計 自動車保有車両数 令和2年3月末現在 N o . 47」より監査人作成)

(3) 一般公用車以外について【意見】

ア 検出事項

愛知県一般公用車導入計画 (目標 2020 年度) は、「一般公用車」 (= 通常の行政事務の用に供する自動車) を対象としており、愛知県警察導入分や特定の目的のみに使用する車両 (黒塗り等) は含まれておらず、2019 年度末で公用車全体 1,663 台のうち 615 台 (37%) が対象とされていない。

面を除外することなく導入の可能性を検討することが、次世代自動車を導入することに関する知見を収集することにも資すると考えられるため、導入状況を把握し、導入に向けた検討を継続することが望ましい。

(4) 市町村との連携について【意見】

ア 検出事項

図 16 のとおり、市町村別の保有比率は、次世代自動車は 1.8% ~ 39.1%、次世代自動車等先進エコカーは 5.1% ~ 100% まで大きなバラツキがあることが分かるが、当該データについて特段の分析を実施していない。

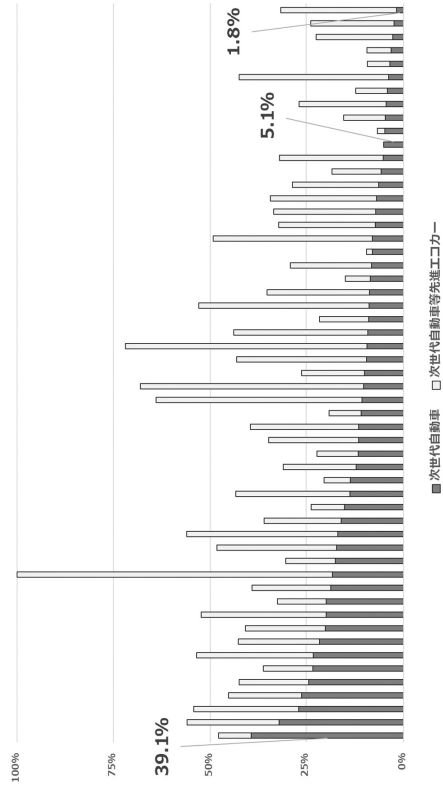


図 16 市町村別 次世代自動車・次世代自動車等先進エコカー保有比率 (2020年3月31日現在)  
(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料より監査人作成)

イ 意見

当該バラツキの存在は、まさに当該市町村の次世代自動車等の導入に対する姿勢を反映しているものと考えられる。

これについて、導入が進んでいない市町村の事例を分析し、今後の施策に生かすこと、一方で導入が進んでいる市町村の好事例を分析し、県

表 22 愛知県一般公用車導入計画 (目標 2020 年度)

部局	次世代自動車等先進エコカー											
	次世代自動車	次世代自動車					次世代自動車等先進エコカー					
		EV	PHV	HV	CDV	NGV	計	☆☆☆☆ かつ低燃費	計	先進エコカー 割合	次世代自動車 割合	
一般公用車	707	3	1	5	78	0	3	80	181	251	24.0%	8.6%
公用車全体	1,228	3	1	5	109	45	3	166	288	435	28.2%	10.0%
CDV(クリーンディーゼルを除く公用車全体)								121	224	390	23.5%	7.3%

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

イ 意見

警察導入分や特定の目的のみに使用する車両については、次世代自動車の選択肢がない可能性もあり、導入が一般公用車より困難な側面はあられると思われる。しかし、県が率先導入するという観点からは、特定の車



8 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する事業

- (1) 事業の概要（該当する部分を抜粋）
  - 幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持並びに地球温暖化防止のため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸物、粒子状物質及び二酸化炭素を低減することを目的とし、特定荷主等及び特定旅行者は、毎年度6月30日までに、前年度における次に掲げる事項を愛知県知事に報告するものとする。
  - ・車種規制非適合車不使用の要請状況
  - ・車種規制非適合車の確認状況

及び他の市町村さらには家庭部門、産業部門にも展開する等の情報の利用が考えられる。

また、導入の際の障壁として、次世代自動車本体購入時の価格が高額になることが考えられるが、単に費用面のみならず、CO2削減効果を数値化して示すことも導入の促進に資するものと考ええる。県としては、県が保有する公用車のみならず、県内の市町村が保有する自動車についての次世代自動車化についても、指導的役割を発揮することが望ましい。

**【荷主等・旅行者】の取組内容**

### 環境に配慮した運送を要請・確認する。

#### 非適合車の不使用を要請・確認しましょう。

- 荷主等（荷主人を含む）は
 

対象地域内（※）に貨物・廃棄物の運送を要請する場合や、荷物の購入・搬入・搬出・運送し運送される場合は、相手先に対して非適合車を使用しないこととエコドライブの実施を要請してください。また、非適合車の使用がないか確認してください。
- 旅行者は
 

対象地域内での発着を伴う移動を要請する場合は、「非適合車」に対し、非適合車を使用しないこととエコドライブの実施を要請してください。また、非適合車が使用されていないか確認してください。

**特定荷主等及び特定旅行者は定期報告を**

特定荷主等、特定旅行者は毎年度6月30日までに報告書（※）により愛知県知事（名古屋市内の方は市長）に報告書（※）を提出してください。

○ 非適合車の使用しない旨の要請状況 ○ 非適合車の確認状況

報告先：報告書（※）につきましては愛知県ホームページ先でご確認ください。  
<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondansaku/carry/yaku/mobobon.html>

※本県での報告書は必ず下記に定める形式で作成し、必ず本県に提出してください。

「特定荷主等」とは、特定地域（※）に居住し、特定地域（※）に発着し、特定地域（※）に搬入・搬出・運送する貨物自動車（※）を保有する者である。また、特定地域（※）に発着し、特定地域（※）に搬入・搬出・運送する貨物自動車（※）を保有する者である。

「特定旅行者」とは、特定地域（※）に発着し、特定地域（※）に搬入・搬出・運送する貨物自動車（※）を保有する者である。また、特定地域（※）に発着し、特定地域（※）に搬入・搬出・運送する貨物自動車（※）を保有する者である。

図 17 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制に関するパンフレット  
（出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料）

表 24 車種規制非適合車の確認台数及び確認総台数に対する割合

	参考		
	2019年度	2018年度	2017年度
確認を行った事業所数	625	627	652
確認総台数(台)	516,309	529,484	559,911
非適合車の台数(台)	2,193	4,053	4,061
非適合車の割合(%)	0.4	0.8	0.7

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

- b 車種規制非適合車の割合別事業所数  
車種規制非適合車の確認を行った625事業所のうち、525事業所で車種規制非適合車の使用が確認されなかった。その構成比は84%であった。

表 25 車種規制非適合車の割合別事業所

	参考		
	2019年度	2018年度	2016年度
非適合車の割合	625	627	652
確認を行った事業所数	525	492	477
非適合車なし	(84%)	(78%)	(73%)
～5%以下	76	101	139
	(12%)	(16%)	(21%)
5%～10%以下	15	14	19
	(2%)	(2%)	(3%)
10%～	9	20	17
	(1%)	(3%)	(3%)

※ 括弧内は確認を行った事業所に占める構成比

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

(2) 今後の対応について【意見】

ア 検出事項

県は、「車種規制非適合車不使用の要請状況」及び「車種規制非適合車の確認状況」について、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業所からの報告を基に集計分析し、愛知県環境局地球温暖化対策課Webサイトにおいて以下のとおり結果を公表している。

- (ア) 車種規制非適合車不使用の要請状況  
車種規制非適合車不使用の要請方法は、文書・チラシによる依頼が最も多く369件(要請を行った事業所の59%)で、以下、契約書への記載43件(同7%)、看板の設置39件(同6%)、その他272件(同44%)となっている。

表 23 要請事業所数

	参考		
	2019年度	2018年度	2016年度
非適合車不使用の要請方法(複数回答)	625	627	658
要請を行った事業所数	369	371	371
文書・チラシによる依頼	(59%)	(59%)	(56%)
契約書への記載	43	45	74
	(7%)	(7%)	(11%)
看板の設置	39	40	49
	(6%)	(6%)	(7%)
その他	272	270	252
	(44%)	(43%)	(38%)

- ※1 括弧内は要請を行った事業所に占める構成比
- ※2 その他の要請方法：ドライバーへの要請、入構車両届出時での要請、運送業者との連絡会議での要請、説明会の実施など
- ※3 複数回答があるため、要請を行った事業所数と各要請方法の事業所数の合計は一致せず、また、構成比の計は100%にならない。

(出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

(イ) 車種規制非適合車の確認状況

- a 車種規制非適合車の確認台数及び割合  
車種規制非適合車の確認を行った625事業所による確認総台数は516,309台であり、そのうち2,193台が車種規制非適合車で、その割合は0.4%であった。

また、県は結果公表の最後に「今後の対応」として、次のように記載している。

「県では、対策地域における非適合車の使用をなくすという要綱の趣旨を踏まえ、運送事業者等の非適合車不使用について特定荷主等及び特

9 県民の生活環境の保全等に関する条例第80条に定める低公害車の導入等の促進事業

(1) 事業の概要

参考 県民の生活環境の保全等に関する条例

第八十条 事業の用に供する自動車（規則で定めるものを除く。）の台数が規則で定める台数以上である事業者（以下「特定自動車使用事業者」という。）は、当該自動車の台数に対する低公害車の台数の割合（以下「低公害車導入割合」という。）を規則で定める割合以上としなければならない。

2 特定自動車使用事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、前年度末の低公害車導入割合その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

○低公害車導入割合

規則で定める低公害車導入割合（目標となる導入割合）  
 事業の用に供する自動車が、全て車両総重量12トン以下の場合・・・3割  
 事業の用に供する自動車が、全て車両総重量12トンを超える場合・・・2割  
 事業の用に供する自動車に車両総重量12トンを超えるもの及び12トン以下のものが含まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～3割

(2) 低公害車導入割合について【意見】

ア 検出事項

2020年度（2019年度末の状況）の導入状況は表26のとおりである。すべての事業者が目標を達成しており、表27のとおり導入割合（ここでの導入割合は期末時点での構成割合である）が最低の事業者であっても55%～60%未満とかなりの余裕をもって達成している状況である。

定旅行者による要請と確認をしっかりと行っていただけよう、今後指導を徹底してまいります。」

イ 意見

表23、表24、表25のとおり、自動車NOx・PM法の対策地域外からの車種規制非適合車の流入はかなり抑えられていることが読み取れる。このことから、自動車NOx・PM法の趣旨である自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素の低減については、当該事業により一定の成果を達成していると思われる。

温暖化対策が喫緊の課題となっている現状を鑑み、今後の課題として、車種規制非適合車の不使用の要請・確認をさらに進めて、温暖化対策に資する事業とすることが望ましい。

表 26 導入目標割合ごとの低公害車導入状況

導入目標の割合区分	低公害車導入状況								
	乗用車等3.5t以下計		バス・トラック3.5t超12t以下計		バス・トラック12t超計				
	総台数	低公害車	導入割合	総台数	低公害車	導入割合	総台数	低公害車	
30%未満	12,166	10,467	86%	9,440	8,707	92%	9,112	8,586	94%
30%	36,145	32,749	91%	9,712	9,338	96%	110	96	87%
計	48,311	43,216	89%	19,152	18,045	94%	9,222	8,682	94%

※導入目標の割合区分に対する事業者数は、各事業者の低公害車の導入目標をもとに集計した。  
 (出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

表 27 導入実績割合ごとの事業者数

導入実績の割合区分	事業者数	導入実績の割合区分	事業者数
20%以下	0	60%~	2
20%~	0	65%~	1
25%~	0	70%~	6
30%~	0	75%~	10
35%~	0	80%~	15
40%~	0	85%~	28
45%~	0	90%~	42
50%~	0	95%~	54
55%~	1	100%~	7

※導入実績の割合区分に対する事業者数は、各事業者の低公害車導入実績をもとに集計した。  
 (出典：愛知県環境局地球温暖化対策課作成資料)

参考 県民の生活環境の保全等に関する条例Q&A

Q なぜ低公害車の導入割合を車両総重量12トン以下の車両は3割、12トンを超える車両は2割と設定したのか。

A あいち新世紀自動車環境戦略では、2010年度までに県内の自動車保有台数の約6割に当たる300万台をエコカーに転換していくこととしています。

戦略では、その300万台の大半をエコカーに転換が可能な乗用車で想定しており、エコカーに転換が可能な乗用車、小型貨物車、軽自動車については、2007年度(平成19年度)の低公害車導入割合の知事への届出までに、それらを使用しているすべての事業者がその3割以上をエコカーに代替し、その後も同様のペースで代替を進めることにより目標達成が可能となることから、導入割合を3割に設定しました。

また、トラック、バスなどの大型車両を多く使用している事業者については、転換できるエコカーが少ないことから、新短期規制以降の最新規制適合車を条例では低公害車として認め、エコカーに準ずる取り扱い(エコカーではないため、新短期規制基準と低排出ガス認定基準との比較からエコカー1台に対し、最新規制適合車は1/2台で導入割合を換算。)とすることにより、大型車両への最新規制適合車の導入を促進し、少しでも大気環境の改善を図るため、事業者における導入可能性、自動車NOx・PM法の車種規制による強制代替などを勘案し、導入割合を車両総重量により2割から3割としたものです。

※エコカー：電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、LPG貨物自動車、低排出ガス車かつ低燃費車、燃料電池車

イ 意見

県民の生活環境の保全等に関する条例Q&Aのとおり、低公害車導入割合の設定時期は2007年であり、それ以降2021年度現在まで変更してこない。先進環境対応自動車の普及など、自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、2021年度現在の状況からすると導入割合が低いと考えられる。

また、導入の対象となるエコカーの範囲についても、自動車NOx・PM法を前提とする低公害車である。当事業を地球温暖化対策の一環としての事業として位置付けるのであれば、二酸化炭素の排出の観点から、対象を現在の次世代自動車とすることや、二酸化炭素の排出削減量

を目標数値にすることなどにより、地球温暖化対策の一環としての位置づけが明確となるように、脱炭素の観点から制度のあり方について検討することが望ましい。

10 愛知県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員による普及啓発事業

(1) 事業の概要

愛知県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携して、市町村等開催のイベントへのブース出展や小学生等向け出前講座「ストップ温暖化教室」を開催している。  
また、小学生が家族とともにチェックシートを使ってエコライフの実践に取り組む「夏休み！おうちでエコアップ大作戦」を実施している。

<夏休み！おうちでエコアップ大作戦の概要>

ア 対象

愛知県内在住の小学生

イ 実施時期

各学校の夏休み期間中

ウ 参加方法

個人での参加のほか、学校（学年・クラス単位）での参加も可能。

(ア) 個人で参加の場合

事務局Webサイトから別添「エコアップブック」をダウンロードし、その中のチェックシートに必要事項を記入のうえ、郵送。

(イ) 学校（学年・クラス単位）で参加の場合

参加児童数分の「エコアップブック」を送付し、愛知県地球温暖化防止活動推進センターに連絡。



参加した小学生からは、楽しみながら工夫をして取り組みめたという感想が以下のとおり多く寄せられている。

- 「夏休み！おうちでエコアップ大作戦」参加者のアンケート結果より抜粋
  - テレビやゲームを減らすのが難しかったけど、意外と楽しかった
  - エアコンは家族がばらばらではなく、1つの部屋で過ごすと思うので、今度やってみようと思った

また一緒に取り組んでいた家族からも、次のような感想が寄せられている。

- 環境に配慮した生活について家族で話し合ったり、考える良いきっかけになった

家庭におけるエコアップ行動の結果、実際にCO2も6,141kg-CO2（スギ439本が1年で吸収するCO2量に相当）削減できたという結果が出ている。

より多くの小学生及び家族が参加するためには、個人単位での参加を促すよう、広報の仕方を改善することが望ましい。

現在の広報は、県から県内の教育委員会、市町村及び学校へ案内文を送付し、学校現場で学年・クラス単位の参加を検討する方法となっている。そのため、参加を希望しなかった学校（学年・クラス）については、学校現場で情報が止まり、小学生やその家族に企画自体が周知されないような状況となっている。

Webサイトでの広報はあるものの、2020年度の個人参加者が0という状況を鑑みると、対象者の目に触れていないことは明らかである。教育委員会や学校までは情報が届いているため、学年あるいはクラス単位で参加しない場合においても、小学生やその家族に対して、学校を通じた企画の周知を検討することが望ましい。



図 18 「夏休み！おうちでエコアップ大作戦」パンフレット (出典：2021年7月8日愛知県環境局記者発表資料)

(2) 「夏休み！おうちでエコアップ大作戦」の広報活動及びチェックシートの回収方法について【意見】  
ア 検出事項

2020年度における「夏休み！おうちでエコアップ大作戦」は、参加数2,867家族、参加小学校数49校という結果であった。参加方法については、事業の概要に記載のとおり、個人で参加する方法と学校（学年・クラス単位）で参加する方法があるが、2,867家族の全てが学校（学年・クラス単位）で参加した家族であり、個人で参加した家族はなかった。

イ 意見

個人で参加した家族が皆無であるという状況は、参加を決めた学校（学年・クラス）に所属していた小学生及び家族には、そのような企画があることが伝わっているものの、それ以外の小学生及び家族には、周知できていないことが原因であると推察する。

○対象部局 環境局 資源循環推進課

1 災害廃棄物処理計画推進事業

(1) 事業の概要

県では、2016年10月に策定した「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、県での災害発生時に廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、県及び市町村、関係団体の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練や、被災自治体の職員や専門家による講習会を通じて災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練を実施している。

(2) 図上演習の出席状況について【意見】

ア 検出事項

災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村が一義的な処理主体となり、県は市町村への廃棄物処理の技術的支援とともに、市町村・民間事業者・他県・国との連携体制を整備する役割がある。これに従い、県は県及び市町村、関係団体の職員を対象として、毎年災害廃棄物処理に関する図上演習等の模擬訓練を行っている。

表28は2017年度から2020年度の市町村職員の図上演習の出席状況を示したものであるが、連続して欠席の市町村も複数あることがわかる。

表 28 図上演習出席状況

市町村	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
名古屋市	○	○	○	○
豊橋市	○	○	○	○
岡崎市	○	○	○	○
豊田市	○	○	○	○
一宮市	○	○	○	○
瀬戸市	○	○	○	○
半田市	○	○	×	×
春日井市	○	○	○	○
豊川市	○	○	○	×
津島市	○	○	○	×
碧南市	○	×	○	×
刈谷市	○	×	○	○
安城市	○	○	○	×

西尾市	○	○	○	○	○
蒲郡市	○	○	○	○	○
犬山市	○	○	×	○	○
常滑市	○	○	○	○	○
江南市	○	○	×	○	×
小牧市	○	○	○	○	○
稲沢市	○	○	×	×	○
新城市	○	○	×	×	×
東海市	○	○	×	×	×
大府市	○	○	○	○	○
知多市	○	○	○	○	○
知立市	○	○	○	○	×
尾張旭市	○	○	×	○	○
高浜市	○	○	×	○	○
岩倉市	○	○	×	○	×
豊明市	○	○	○	○	○
日進市	○	○	○	○	○
田原市	○	○	○	○	○
愛西市	○	○	×	○	○
清須市	○	○	○	○	○
北名古屋	○	○	○	○	○
弥富市	○	○	○	○	○
みよし市	○	○	○	○	×
あま市	○	○	○	○	○
長久手市	○	○	×	○	×
東郷町	○	○	○	○	○
豊山町	○	○	×	○	×
大口町	○	○	×	○	○
扶桑町	○	○	×	×	×
大治町	○	○	×	×	×
蟹江町	○	○	○	×	×
飛島村	○	○	○	○	×
阿久比町	○	○	○	○	×
東浦町	○	○	○	○	○
南知多町	○	○	○	○	○
美浜町	○	○	○	○	○
武豊町	○	○	○	○	×
幸田町	○	○	×	○	○
設楽町	○	○	○	×	×
東栄町	×	○	○	×	×
豊根村	×	×	×	×	×

○：出席、×：欠席

(出典：愛知県環境局資源循環推進課作成資料より監査人集計)

イ 意見

災害廃棄物については市町村が一義的な処理主体であるが、甚大な被害を受けた市町村のみで災害廃棄物の処理が困難な場合には、近隣市町村と連携を図る必要がある。そのため、図上演習では近隣市町村担当者と同じグループになるようにグループ分けがなされており、当該図上演習が近隣市町村担当者との顔合わせ及び情報共有を行う場も兼ねている。

また市町村職員は数年に一度配置換えがあり、災害廃棄物担当者についても常時入替がある点、市町村担当者が図上演習に参加していない場合においては、万一被災した場合に適時適切な災害廃棄物の処理を行うことができない恐れがある点から、可能な限り、毎年図上演習に参加することが望ましいと考えられる。

県としては災害という非常時に備え、図上演習の重要性を周知する等、可能な限り多くの市町村職員の参加を促し、近隣市町村ごとにもまとめて演習を実施する等、開催方法について検討することが望ましい。

2 ごみゼロ社会推進あいち県民会議事業

(1) 事業の概要

ごみゼロ社会推進あいち県民会議とは、住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となっておみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効活用の促進を図ることを目的として設立され、ごみゼロ社会の形成推進に関する調査研究や普及啓発活動を行っている団体である。具体的には、ごみ減量化等に関するイベントや部会の開催、3Rの推進啓発を行っており、これらの取りまとめを県が行っている。

また、ごみゼロ社会推進あいち県民会議では年に一度、ごみゼロ社会推進あいち県民会議総会を開催し、年間の事業報告のほか、一般廃棄物処理に関する取組や調査結果についての情報共有が行われている。

(2) ごみゼロ社会推進あいち県民会議総会の出席状況について【意見】

ア 検出事項

表 29 は 2015 年度から 2019 年度の市町村職員のごみゼロ社会推進あいち県民会議総会の出席状況を示したものであるが、連続して欠席の市町村も複数あることがわかる。

表 29 ごみゼロ社会推進あいち県民会議総会出席状況

市町村	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
名古屋市	○	○	○	○	○
豊橋市	○	○	○	○	○
岡崎市	○	○	○	○	○
豊田市	○	○	○	○	○
一宮市	○	○	○	○	○
瀬戸市	○	○	○	×	×
半田市	○	○	○	○	○
春日井市	○	○	○	○	○
豊川市	○	○	○	○	○
津島市	○	○	○	○	○
碧南市	○	×	○	○	○
刈谷市	○	○	×	○	○
安城市	○	○	○	○	○
西尾市	○	○	○	○	○
蒲郡市	○	○	○	○	○
大山市	○	○	○	○	○
常滑市	○	×	×	○	×
江南市	○	○	○	○	○



3 産業廃棄物規制指導事業

(1) 事業の概要

産業廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「産業廃棄物処理法」）に基づき、産業廃棄物を排出する事業場及び産業廃棄物処理業者等に対して、随時立入検査等を実施して指導を行う。特に、有害な産業廃棄物を発生する事業場、産業廃棄物焼却施設及び最終処分場については、重点的に立入検査を行う。

立入検査の目的は、行政として、排出事業者又は産業廃棄物の処理を業とする者若しくは廃棄物処理施設の設置者、不適正処理（不法投棄、過剰保管）を行っている者等に対し、規制・基準の順守状況を確認し、その結果に応じて必要な措置を講じて廃棄物処理の適正化を図ることにある。

(2) 産業廃棄物処理施設への立入検査について【意見】

ア 検出事項

事業者への立入検査の計画及び実施は主に県民事務所が行っている。立入検査の対象となる者は以下のとおりである。

- 排出事業者
- 産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を業とする者（無許可業者も含む）
- 産業廃棄物処理施設の設置者
- 廃棄物の疑いのある物の処理を行っている者
- その他の関係者

過去に実施した立入検査の結果等を活用した上で、県民事務所の判断で特に重点的に指導が必要な事業者等を選定し、担当する県民事務所管内の立入検査計画を作成している。

「産業廃棄物の適正処理に係る立入検査マニュアル」（平成30年4月愛知県環境局作成）に立入検査を行う対象の選定例は記載されているものの、重点的な指導を行う事業者の選定基準等は県民事務所判断を委ねている状況である。

イ 意見

現状は県民事務所において、重点的な指導を行うべき事業者等、立入検査計画に組み込むべき考慮事項を独自に設定しており、その基準は県民事務所間で統一されていない。

また、立入検査の結果、事業者の不適正処理が疑われる場合には必要に応じ本庁への情報提供が行われているものの、県民事務所の立入検査

計画自体は、本庁と共有されていない。基本的には県民事務所主導で立入検査の計画を作成し、実施している。

以上より、県内でも管轄する県民事務所により、立入検査の頻度やフォロー状況にバラつきが生じる事が懸念される。

したがって、まずは本庁が、立入検査計画に組み込むべき考慮事項について標準的な基準を設定し、各事務所によるバラつきが生じないようにすることが望ましい。

そのうえで、県民事務所が現場レベルで把握している担当管轄内の事業者の状況や個別の事情について、計画に反映させることが重要である。

したがって、県民事務所は、本庁が設定した標準的な基準を受けて、県民事務所が把握している個別の事情を計画に反映させることで、現場の事情に即した計画を策定することが望ましい。



4 不法投棄等対策事業

(1) 事業の概要

産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理に係る監視を行うため、県民事務所に警察官OBを配置するとともに、本庁及び県民事務所に設置した不法投棄等監視特別機動班により、定期的な監視パトロールや不正処理事案に対する徹底的な指導・監視を実施している。

また、民間委託による休日・夜間の監視パトロールを実施し、不法投棄等の早期発見、早期対応に努めている。

(2) 産業廃棄物の過剰保管について【意見】

ア 検出事項

廃棄物処理法によれば、産業廃棄物が運搬又は処分されるまでの間、省令で定める産業廃棄物の保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管する必要がある。

廃棄物処理法において、事業者が産業廃棄物を運搬又は処分する場合であって、産業廃棄物の保管を行う場合には、その保管数量が当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量の7倍を超えないこと、と定められている。

県において把握している廃棄物処理法の保管基準に違反している箇所は表30のとおり19箇所ある。

表 30 保管基準違反箇所

No.	場所	発覚年月日
1	豊川市萩町	平成11(1999)年8月
2	田原市谷熊町	平成8(1996)年3月
3	田原市赤羽根町	平成7(1995)年7月
4	豊川市三上町	平成3(1991)年11月
5	新城市作手白鳥	平成10(1998)年1月
6	犬山市薬田山ノ田	平成10(1998)年4月
7	瀬戸市余床町	平成16(2004)年1月
8	東郷町春木	平成14(2002)年9月
9	犬山市塔野地	平成10(1998)年1月
10	瀬戸市南ヶ丘町	平成8(1996)年11月
11	瀬戸市余床町	平成8(1996)年12月
12	江南市勝佐町	昭和58(1983)年

13	春日井市内津町	平成22(2010)年9月
14	稲沢市奥田井之下町	平成28(2016)年1月
15	弥富市寛延	平成12(2000)年4月
16	弥富市三稲	平成3(1991)年4月
17	安城市古井町	平成9(1997)年2月
18	西尾市一色町	平成17(2005)年1月
19	西尾市一色町	平成17(2005)年1月

(出典：愛知県環境局資源循環推進課作成資料より監査人作成)

現状、過剰に保管されている産業廃棄物は建設関係の産業廃棄物が多く、環境に悪影響を与える可能性は低い。また、年に1度は現場をパトロールし、環境への影響についての確認を実施している。

イ 意見

上に挙げた過剰保管先は発覚後から県が継続的に指導・監視をしているが解決が困難な状況である。

しかし、廃棄物処理法違反の状況が続いているという事実、また、このような過剰保管箇所が長期間に渡り解消されず存在することは、この箇所新たな不法投棄を招く可能性も考えられることから、引き続き解消に向け指導・監視をしていくことが望ましい。

近年はパトロールの強化により、新しく過剰保管箇所が発覚した際、直ちに指導され解消されていることであるが、このような問題は早期発見・早期対応の徹底が肝要であることから、今後もパトロールの継続、一層の充実を図ることが望ましい。

(3) 産業廃棄物の不適正処理事件数について【意見】

ア 検出事項

廃棄物処理法によれば、事業者が産業廃棄物を運搬又は処分する場合には、政令の定める産業廃棄物の処理基準に従わなければならない。産業廃棄物処理基準には、以下のとおり区別ごとに詳細が定められている。

- ・収集運搬の基準
- ・処分の基準
- ・埋立処分の基準

直近3年間における不適正処理件数の推移を内訳ごとと示すと表32のとおりである。

表 32 不適正処理件数の推移

行為内容	2018年度	2019年度	2020年度
不適正保管等	153	181	179
野焼き	14	18	20
不法投棄	40	45	54
その他(施設の維持管理違反等)	60	116	147
合計	267	360	400

(出典：愛知県環境局資源循環推進課作成資料)  
直近3年間は件数が徐々に増加しているが、特に「その他」に含まれる施設の維持管理違反等の増加が顕著である。

しかし、県はこれらの増加要因について分析していない。

イ 意見

不適正処理件数は、2019年度及び2020年度から増加している傾向にあるが、その増加要因についての分析が行われていない。まずは、その増加要因について分析することが望ましい。特に、施設の維持管理違反等の増加要因について、分析することが望ましい。次に、分析した要因ごとに、不適正処理件数を減少させるための対応策を検討することが望ましい。

例えば、以下の対応策が考えられる。

- 今まで以上に市町村及び警察等関係機関との連携を強化する。
- 業者に対し不適正処理についての知識習得と認識共有の徹底を図るための機会を設ける。
- 不適正処理の事例について、様々な媒体を活用して積極的に公表する。

また、不適正処理の改善率を上昇させるための対策についても検討することが望ましい。

なお、収集運搬と処分に係る共通の基準として、以下が定められている。

参考 産業廃棄物処理基準

- 1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分は、次のように行うこと。
  - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障を生じないよう必要な措置をすること。
- 2 収集、運搬又は処分のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置をすること。

不適正処理の代表的なものとして「不法投棄」、大量の廃棄物を長期間ため込む「不適正保管」、廃棄物を法令で定められている使用方法を守らずに焼却する「不法焼却(野焼き)」等が該当する。

直近10年間における産業廃棄物の不適正処理件数及び改善件数等の推移は表31のとおりである。

表 31 不適正処理及び改善件数の推移

年度	不適正処理件数	改善件数	残存件数	改善率
2011	435	340	95	78%
2012	464	348	116	75%
2013	474	387	87	82%
2014	433	362	71	84%
2015	281	246	35	88%
2016	310	269	41	87%
2017	259	225	34	87%
2018	267	227	40	85%
2019	360	302	58	84%
2020	400	349	51	87%

(出典：愛知県環境局資源循環推進課作成資料)

2013年度以降徐々に不適正処理件数は減少し、2017年度及び2018年度は200件半ばまで減少したものの、2019年度及び2020年度は大きく増加している。一方、改善率については75%～88%で推移しており、2015年以降はほぼ横ばいとなっていることから、2015年度～2018年度に比べ、2019年度及び2020年度は残存件数も増加している。

決算額が予算額を下回る要因としては、交付決定後に生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部の継続を断念した、あるいは補助金交付要綱の違反が発覚したため、その交付が取り消されたことが挙げられる。

特に2020年度においては、当該補助金事業における遵守事項である「補助の対象は交付決定後に契約したものに限り」が遵守されなかったことによる交付の取消が発生している。

補助金の申請業務を担当する代表取締役と、補助事業を実際に執行する代表取締役会長の間で情報共有が図られていなかったことにより、交付決定前に補助事業に関する契約を締結してしまっただけで、交付決定の取消の対象に該当したものである。

当該事実が判明したのが秋頃であり、また事業者による内部調査に時間がかかったことから、交付決定の正式な取消が12月になり、代替の交付先事業を採択する時間的猶予が無かったことである。当該交付決定の取消事案はリサイクル関係施設整備事業に関するものであり、その交付決定額は50,000千円と多額であったことから、2020年度の決算額が予算額を大きく下回る結果となった。

イ 意見

循環型社会形成推進事業費補助金事業は、県が掲げる資源循環型社会の実現を図るための重要な事業であり、2020年度からは廃プラスチック処理施設緊急整備事業が補助事業に追加されたように、その社会情勢に合わせて対応しており、予算の許す限り優れた施策・事業案をもつ事業者に交付されるべきである。

より多くの事業者に補助金交付の機会が与えられるよう、2020年度のケースの様な交付決定の取消は出来る限り防ぐことが望ましい。当該補助金事業説明会にて、交付決定の取消に関する具体的な過去事例や、業者が誤りやすい事例の紹介をする等、引き続き再発防止に努められたい。

5 循環型社会形成推進事業費補助金事業

(1) 事業の概要

県では、産業廃棄物税を活用して、地域における環境産業の振興や資源循環型社会の実現を図るため、2006年度から先導的で効果的な廃棄物のリサイクル関係施設等の整備及び循環ビジネスの事業化検討に要する費用の一部を補助する制度を設けている。

以下の補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付を行っている。

- ・リサイクル関係施設整備事業
- ・排出抑制関係施設整備事業
- ・廃プラスチック処理施設整備事業 (2020年度より開始)
- ・循環ビジネスの事業化検討事業

(2) 交付決定の取消について【意見】

ア 検出事項

循環型社会形成推進事業費補助金事業には、毎年300百万円程度の予算が確保されており、予算枠のほぼ満額について交付決定されているものの、2019年度及び2020年度の決算額は予算額を大きく下回っている。

表 33 循環型社会形成推進事業費補助金 実績推移

補助事業の区分	2019年度		2020年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
リサイクル関係施設整備事業	予算	130,000	2	100,000
	決算	158,758	2	34,749
排出抑制(リデュース)関係施設整備事業	予算	100,000	2	100,000
	決算	7,116	3	90,565
廃プラスチック処理施設緊急整備事業	予算	-	1	50,000
	決算	-	3	66,118
循環型ビジネス事業化検討事業	予算	50,000	7	50,000
	決算	37,816	11	38,180
合計	予算	280,000	12	300,000
	決算	203,690	19	229,612

(出典：愛知県環境局資源循環推進課作成資料)

設されたことにより、残存容量が増加したが、経年的には減少傾向にある。

(1) 事業の概要

県では、廃棄物最終処分場不足に対応するため、公共関与の廃棄物最終処分場として、公益財団法人愛知県環境整備センター（以下「アセック」という。）に委託して、知多郡武豊町の衣浦港内で「衣浦港3号地廃棄物最終処分場」の運営を行っている。

(2) 次期最終処分場の計画について【意見】

ア 検出事項

2019年度末における県内の廃棄物最終処分場の残存容量は7,330.2千<sup>m</sup>³であり、現状の埋立状況が続くと仮定すると、残余年数は16.3年と試算される。なお、残余年数については、残存容量及びその年度における県内での廃棄物最終処分量により算出されることから、表34のとおり廃棄物最終処分量の変動に応じて、年度によって変動していることが分かる。

表 34 残余年数の推移

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
残余年数	19.6	15.1	13.6	11.3	10.3	14.2	12.9	16.3

(出典：産業廃棄物処理状況等調査より監査人集計)

また、廃棄物最終処分場の新規設置許可件数は表35のとおり、2001年度以降非常に少ない状況で推移しており、直近10年間でみると、2017年度に1件設置許可されたのみである。

表 35 廃棄物最終処分場の設置許可件数の推移

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
設置許可件数	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
設置許可件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

(出典：愛知県環境局資源循環推進課作成資料)

なお、県内での廃棄物最終処分量及び残存容量等の推移は図19のとおりであり、衣浦港3号地廃棄物最終処分場が平成22(2010)年度に新

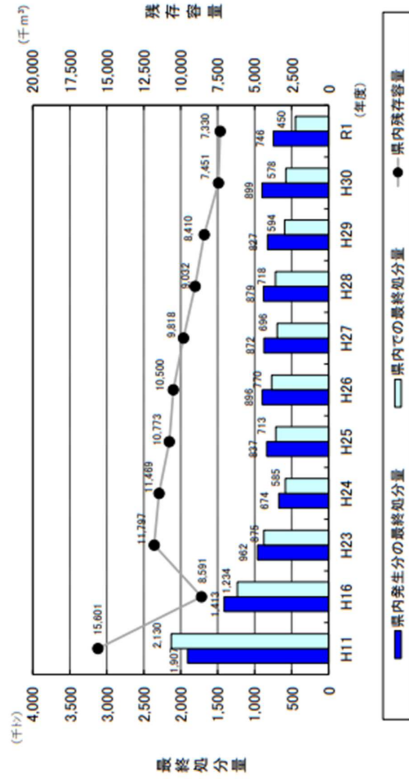


図 19 県内の最終処分量及び残存容量等の推移

(出典：愛知県環境局資源循環推進課「2019年度産業廃棄物処理状況等調査」)

県は、廃棄物最終処分場の建設完了までには、環境影響評価に3年程度、処分場建設に3年程度、地元との調整等を合わせると計10年程度を要すると見込んでおり、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期最終処分場については、現時点において候補地の選定を開始していない。

なお、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の供用にあたっては、表36の経緯を経ており、候補地となつてから全面供用開始まで8年ほど要している。

ただし、衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、企業庁が工業用地として利用するために地元調整及び地盤改良工事を進めていたが、当該計画がなくなったことで2008年に愛知県環境部が公有水面埋立権を譲り受けたという経緯がある。

○対象部局 公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）

1 衣浦港3号地廃棄物最終処分場埋立事業

(1) 事業の概要

県では、2011年より衣浦港3号地廃棄物最終処分場において埋立事業を実施している。  
それ以前においては、知多市内の名古屋港南5区廃棄物最終処分場において埋立事業が実施されていたが、当該処分場は2010年3月をもって埋立終了し、現在はアセックが当該処分場の廃止に向けて、維持管理事業を行っている状況にある。

(2) 維持管理積立金について【意見】

ア 検出事項

処分場を廃止するためには、埋立地の保有水について、処分場廃止基準に適合する必要があるが、現在名古屋港南5区最終処分場は水素イオン濃度（pH）について不適合の状況にあり、アセックが維持管理事業を行っている。

当該管理事業に要する費用は、過去から積み立てられている特定災害防止準備金（積立金）の取崩にて充当されているが、2020年度末時点における取崩額及び積立金残高は表37のとおりであり、2021年度中には積立金残高が0円となる見込みである。なお、その後の維持管理費用はアセックの剰余金から充当される予定である。

表 37 特定災害防止準備金（名古屋港南5区）

年度	2018年度	2019年度	2020年度
取崩額	64,897,000円	64,816,000円	66,936,000円
積立金残高	189,926,000円	125,110,000円	58,174,000円

（出典：アセック作成資料）

一方で、衣浦港3号地廃棄物最終処分場においては、処分場廃止に要する維持管理積立金について、その必要額を法令に基づき表38のとおり656,243千円と算出し、現在表39のとおり積立を行っている。

表 36 衣浦港3号地廃棄物最終処分場 供用の経緯

2003年度頃	県内部で衣浦港3号地を含めた最終処分場候補地の検討開始
2005年度	武豊町議会への説明及び住民説明会の開催等の地元調整開始
2006年4月 ～2007年12月	環境影響評価手続き
2007年11月	衣浦港港湾計画 軽易な変更
2007年11月	環境大臣が衣浦港3号地を水面埋立地の区域として指定
2008年3月	廃棄物処理施設設置許可
2008年3月	公有水面埋立権譲渡許可
2008年3月	公有水面免許変更許可
2010年7月	安定型区画供用開始
2011年3月	管理型区画供用開始（全面供用開始）

※ 県内部での最終処分場候補地の検討については、2003年度以前から行われている。

（出典：愛知県環境局資源循環推進課作成資料）

イ 意見

廃棄物最終処分場の安定的な確保は、県内の生産活動を支えるために必要不可欠である。しかし、表35のとおり、民間を含め廃棄物最終処分場の設置許可は非常に少ない状況にあることから、県が公共関与する廃棄物最終処分場を設置する必要がある。しかし、現時点では、次期処分場の候補地の選定さえ開始されていない。設置には長期間を要することから、早期に調査検討に着手し、計画的に進めていく必要がある。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、企業庁よりタイミングよく公有水面埋立権を譲り受けることができ、8年ほどで供用開始することができたが、住民の環境に対する意識が年々高まっている中、廃棄物最終処分場について地元住民の理解を得るにはそれなりの期間を要することが想定される。

したがって、2019年度末時点で最終処分場の残余年数は16.3年であり、県が建設完了まで見込んでいる10年にはまだ時間があるものの、残余年数自体年度によって変動がある点からも直近の残余年数はあくまでも参考とし、早急に検討を行うことが望ましい。



表 40 名古屋港南5区廃棄物最終処分場 埋立事業の経緯

1988年8月1日	「財団法人愛知臨海環境整備センター」設立
1988年12月27日	名古屋港管理組合が南5区埋立事業に係る公有水面埋立免許取得
1989年3月24日	南5区埋立工事着手
1992年3月2日	尾張地域から発生する産業廃棄物の受入れ開始
1995年4月1日	産業廃棄物の受入地域を愛知県全域に拡大、尾張地域の一般廃棄物（焼却残さに限る）の受入れ開始
2001年7月2日	名古屋港管理組合が南5区埋立事業に係る公有水面埋立免許伸長許可
2010年3月23日まで	公有水面埋立てに関する工事の竣工期間
現在	維持管理事業の実施

(出典：アセック作成資料)

イ 意見

名古屋港南5区最終処分場の特定災害防止準備金は2021年度中に残高が0円となり、その後はアセックの剰余金から充当される見込みである。本来であれば、アセックの剰余金は衣浦港3号地最終処分場にかかる費用に充当されるべきものである。

この点、現在積み立てられている衣浦港3号地最終処分場にかかる維持管理積立金についても、同様の事態にならないよう適宜積立額の見直しを行い、十分な金額を積み立てておくことが望ましい。

表 38 必要額

埋立終了時に要する費用	71,692千円
埋立終了後から廃止までの期間に要する費用	517,621千円
廃止時に要する費用	66,930千円
合計	656,243千円

(出典：アセック作成資料)

表 39 維持管理積立金(衣浦港3号地)

年度	2018年度	2019年度	2020年度
積立額	32,289,000円	31,095,000円	21,364,000円
積立金残高	223,648,000円	254,743,000円	276,107,000円

(出典：アセック作成資料)

埋立終了後から廃止までの期間に要する費用が維持管理積立金の大部分を占めており、これは埋立終了後から廃止までの期間（維持管理期間）を見積もり、算出された金額である。なお、名古屋港南5区廃棄物最終処分場については、維持管理期間を7年と見積もっていたが、現時点で埋立終了から11年経過し、結果として積立金残高が0円となる見込みである。

○対象部局 環境局 水大気環境課

1 浄化槽設置整備事業

(1) 事業の概要

生活排水を処理する施設は下水道、浄化槽などがあり、人口密度など地域の特性に合わせて整備されている。このうち、浄化槽は、各家庭や店舗、事業所などが設置する個別処理施設である。

浄化槽には、し尿しか処理しない単独処理浄化槽と台所や風呂等から排水される生活雑排水をし尿と合わせて処理できる合併処理浄化槽の2種類がある。高度成長期に、衛生的な生活を表現するため、県では多くの家庭等がトイレの水洗化を目的とした単独処理浄化槽を設置した。

しかし、単独処理浄化槽は生活雑排水を処理しないまま放流してしまうため、身近な水路や河川・海などの汚れの主な原因となっている。

水環境を守るため、平成12(2000)年6月2日(平成13(2001)年4月1日施行)の浄化槽法の改正により、新たに設置する浄化槽は合併処理浄化槽のみとし、既設の単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への転換に努めるものとされた。

ところが、当該法改正から20年近く経過しても、多くの単独処理浄化槽が残存しており、これらの老朽化に伴う破損・漏水が懸念されていることから、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ早期に転換することが重要となっている。

そこで、国及び県、市町村は浄化槽の設置について補助金を交付することで既存の単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽の設置を促す事業を行っている。

補助内容は市町村や要件により異なるが、例えば合併処理浄化槽の設置費補助であれば、補助対象(設置費の40%)のうち国庫補助割合は原則1/3、地方自治体残りが2/3で、内訳は県費補助割合1/5、市町村補助割合7/15となっている。

また、浄化槽は、し尿や生活雑排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしているが、微生物の働きを利用しているため、維持管理を行わないと機能が低下し、水質汚濁の原因となっている。

そのため、浄化槽管理者には、清掃、保守点検、法定検査の維持管理を行うよう法律で義務付けられている。

表 41 浄化槽の維持管理

維持管理の種類	説明	実施回数	
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検	浄化槽の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・消毒薬の補充等を行います。	概ね4か月以上1回以上	3～4か月以上1回以上
清掃	浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。	1年に1回以上	1年に1回以上 (一部6か月以上1回以上)
法定検査	7条検査	使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に1回	(新設禁止のため該当しない)
	11条検査	保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分に発揮されているかどうかを検査します。	1年に1回

(出典：愛知県環境局水大気環境課作成資料)

(2) 単独処理浄化槽設置基数の精緻な把握について【意見】

ア 検出事項

2019年度の都道府県別の処理方式別浄化槽設置基数は表42のとおり。

表 42 都道府県別の処理方式別浄化槽設置基数

順位	都道府県	合計	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
1	千葉県	578,218	320,875	257,343
2	愛知県	544,706	328,324	216,382
3	静岡県	490,237	301,307	188,930
...	...	...	...	...
46	鳥取県	26,092	14,138	11,954
47	東京都	18,130	9,447	8,683

(出典：環境省「令和2年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果」より  
愛知県環境局水大気環境課作成)

(3) 法定検査受検率について【意見】

ア 検出事項

県の平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの浄化槽設置基数に対する法定検査の受検率は表43のとおりである。

表 43 法定検査受検率等集計率

Table with 11 columns: 浄化槽設置基数 (車庫別, 合併, 全体), 7条受検基数 (車庫別, 合併, 全体), 7条受検率 (車庫別, 合併, 全体), 11条受検基数 (車庫別, 合併, 全体), 11条受検率 (車庫別, 合併, 全体). Rows include 平成30年度, 令和2年度, and 令和3年度.

※ 令和2年度末の浄化槽設置基数及び法定検査受検率は集計中

(出典：愛知県環境局水大気環境課作成資料)

また、都道府県別の法定検査実施状況は表44のとおりである。

表 44 全国の法定検査実施状況

Table with 11 columns: 都道府県名, 7条検査 (検査対象件数, 実施数, 受検率), 11条検査 (検査対象件数, 実施数, 受検率). Rows list all 47 prefectures and Tokyo.

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の合計では千葉県に続いて2位であるが、環境負荷の大きい単独処理浄化槽に至っては1位となっている。県は他県に比べて浄化槽の導入自体が早かったことが基数の多い主な原因の一つとなっているものと考えられている。

ここで、県は浄化槽設置基数を管理する独自の浄化槽管理台帳を以前より作成していた。しかし、以下の理由から管理台帳における設置基数は2021年度現在、精緻なデータとなっていない。

■ 平成17(2006)年の浄化槽法改正まで、単独処理浄化槽の廃止、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行った場合は義務化されておらず、浄化槽廃止の実態を把握できなかった。

■ 令和元(2019)年の浄化槽法改正まで、浄化槽から下水道への接続記録を県が入手する権限がなかった。

令和元(2019)年6月に浄化槽法が改正され、都道府県知事に都道府県内に存在する浄化槽に関する台帳(浄化槽の存在する所在地、管理者の氏名、水質に関する検査の実施状況等)の作成について義務化され、浄化槽から下水道への接続記録を県が入手する権限が付与された。

県は、浄化槽から下水道への接続記録を市町村から入手したり、清掃業者などから維持管理に関する情報を入手するなどとして、2020年度から浄化槽台帳データの精査業務を行っている。

イ 意見

改正以前の浄化槽法に則った管理台帳のため、致し方ない面もあるが、単独処理浄化槽の設置基数が全国1位の水準にあることは課題である。また、どこか家庭や店舗、事業所などが単独処理浄化槽のままになっているかを精緻に把握することで、合併処理浄化槽への転換を促進する取組を効果的に実施しやすくなるものと考えられる。

まずは、浄化槽設置状況調査を適切に行うことが望ましい。次に、精緻に把握された家庭や店舗、事業所などにおける浄化槽の状況を基に、各市町村の下水道を含めた生活排水対策の実施状況を踏まえた上で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する取組を効果的に実施することが望ましい。

イ 意見

県の受検率は上昇傾向にあるものの、全国と比べると依然として低い水準で推移している。

ただし、「(2)単独処理浄化槽設置基数の精緻な把握について」で前述したとおり、県の設置基数の把握自体が精緻ではないこともあり、県の受検率が低く算定されているものと推測される。

まずは、浄化槽設置状況調査を適切に行い、次に、精緻に把握された基数を基に受検率の向上を促進する取組を効果的に実施することが望ましい。

新潟県	1,690	1,411	83.5%	181,434	128,204	70.7%
富山県	261	261	100.0%	41,898	14,010	33.4%
石川県	487	487	100.0%	52,046	23,285	44.7%
福井県	375	375	100.0%	38,830	19,187	49.4%
山梨県	1,097	1,056	96.3%	121,202	19,024	15.7%
長野県	1,211	998	82.4%	83,120	58,747	70.7%
岐阜県	1,716	1,716	100.0%	160,880	156,001	97.0%
静岡県	7,272	6,507	89.5%	479,967	107,306	22.4%
<b>愛知県</b>	<b>8,039</b>	<b>7,631</b>	<b>94.9%</b>	<b>532,850</b>	<b>121,097</b>	<b>22.7%</b>
三重県	2,943	2,943	100.0%	207,592	78,845	38.0%
滋賀県	231	219	94.7%	31,638	14,829	46.9%
京都府	362	286	79.0%	34,991	18,053	51.6%
大阪府	932	970	100.0%	122,347	13,612	11.1%
兵庫県	607	610	100.0%	80,888	52,799	65.3%
奈良県	539	539	100.0%	98,886	19,036	19.3%
和歌山県	3,181	3,207	100.0%	200,022	72,505	36.2%
鳥取県	298	250	83.9%	25,861	13,946	53.9%
島根県	1,134	1,134	100.0%	69,356	50,471	72.8%
岡山県	2,603	2,603	100.0%	167,785	148,859	88.7%
広島県	2,303	2,303	100.0%	163,304	117,244	71.8%
山口県	1,589	1,378	86.7%	111,280	59,820	53.8%
徳島県	2,734	2,734	100.0%	146,820	86,882	59.2%
香川県	3,058	3,058	100.0%	154,140	79,540	51.6%
愛媛県	2,004	2,004	100.0%	168,986	62,444	37.0%
高知県	1,695	1,586	93.6%	93,441	53,629	57.4%
福岡県	4,078	4,078	100.0%	175,607	123,452	70.3%
佐賀県	1,461	1,461	100.0%	54,587	43,789	80.2%
長崎県	1,955	1,796	91.9%	72,191	63,538	88.0%
熊本県	2,637	2,761	100.0%	137,262	90,519	65.9%
大分県	2,518	2,518	100.0%	147,147	65,037	44.2%
宮城県	2,419	2,554	100.0%	137,062	76,244	55.6%
鹿児島県	6,171	6,162	99.9%	272,181	93,423	34.3%
沖縄県	522	522	100.0%	85,064	6,621	7.8%
合計	108,033	102,032	94.4%	7,242,641	3,170,840	43.8%

(出典：環境省「令和2年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果」)

関係団体からの協力を得られるかどうかを検討し、得られるのであれば、調査報告が漏れなく行われているかを確認することが望ましい。

2 土壌汚染対策事業

(1) 事業の概要

土壌汚染対策法によれば、有害物質の使用を廃止した特定事業場や一定規模以上の土地の形質を変更する際に、汚染のおそれの有無を確認し、汚染のおそれがある場合、土壌汚染の状況を把握すること等を目的に、土地の所有者等が指定調査機関に調査をさせて、その結果を都道府県知事に報告することが義務付けられている。

また、土地の所有者等は土壌調査の結果、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める場合には、汚染の除去等の措置を講じなければならぬとされている。

土壌汚染対策法の規定を受けて、水大気環境課においては、土地の所有者等が汚染の可能性のある土地について行った調査報告に基づき、汚染された区域を指定し、公示するとともに、汚染の除去等の措置の方法について規制指導を行っている。

(2) 情報の収集方法について【意見】

ア 検出事項

土地の所有者等は県へ調査報告を提出する義務を負っているため、県は提出された調査報告に基づいて汚染除去等の措置の方法について、規制指導を行う。つまり、土地所有者等が適切に調査報告を提出しなければ規制指導を行うことができない。そのため、土地の所有者等から県への調査報告が漏れなく行われているかについて確認を行う必要がある。

ここで、クリーニング業を営んでいた事業者が業務を廃止した場合に、都道府県所管の保健所にその旨を届け出る必要がある。水大気環境課はこの情報を保健所より入手し、業務を廃止した事業者が漏れなく県へ調査報告を提出しているかを確認している。

一方、揮発油販売業を営んでいた事業者が給油所を廃止した場合は、中部経済産業局に届出等を行う。水大気環境課はこの情報について入手せず、業務を廃止した事業者が漏れなく県へ調査報告を提出しているかを確認していなかった。

イ 意見

網羅的に調査報告が行われているかの確認が業種業態によって、対応が異なっていることから、報告が漏れなく行われているかの実態を把握できていないのは望ましい状況とは言えない。



○対象部局 環境局 環境政策課

1 公害保健福祉事業

(1) 事業の概要

県は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定されている東海市（加木屋町を除く）の公害健康被害者に対し、公害健康被害認定審査会等の意見を聞いたうえで、療養の給付及び療養費、障害補償費等6種類の補償給付を行うとともに、リハビリテーション、転地療養等の公害保健福祉事業を実施している。

(2) 重度の公害健康被害者へサービスの提供について【意見】

ア 検出事項

現在、当該事業として、呼吸教室や水泳訓練教室など、公害健康被害者のために多岐にわたり、サービスを提供している。

しかし、表45のとおり、呼吸教室について、計画では延60人の利用を見込んでいるところ、12人の利用に留まっており、また、水泳訓練教室について、計画では20人の利用を見込んでいるところ、9人の利用に留まっており、計画人数の利用がない。

また、県は公害健康被害者に対し、今後実施してほしいサービスなどについてのアンケートを実施したことはない。

表 45 公害保健福祉事業の実施計画(2020年度)

事業名	令和2年度	環境省への事業申請内容		内容
		対象者	回数・参加予定人数 【0内は前年度】	
リハビリテーション事業	552千円			
呼吸教室	318千円	被認定者及び家族	3回(3) 延60人(60)	10月 東海市芸術劇場
				指定室病に関する知識普及及び療養上の指導を行うことにより、健康の回復に資することを目的とする。

水泳訓練教室 【個人参加型】	234千円	被認定者 2級～級外	11回(11) 20人(20)	7月～9月 東海市しあわせ村 東海市営温水プール	リハビリテーションに係る運動療法(水泳)
家庭療養指導事業	1,032千円	保健師による家庭訪問対象 被認定者の症状の程度に応じ、訪問指導の必要度の高い者 実施機関 知多保健所	年間300人(300)		日常生活の指導 保健指導
インフルエンザ予防接種費助成事業	679千円	補助対象者 307人 補助対象経費 予防接種費用のうち自己負担分	インフルエンザ補助対象者 294人		インフルエンザ予防接種を受けた時に自己負担した費用を助成

(出典：愛知県環境局環境政策課作成資料より監査人作成)

表 46 呼吸教室参加者の等級内訳

実人数	2級	3級
延べ人数	1人	4人
第1回	3人	9人
第2回	1人	2人
第3回	1人	3人
(参考)	1人	4人
令和2年度未認定者数	15人	214人

(出典：愛知県環境局環境政策課作成資料)

表 47 水泳訓練教室参加者の等級別内訳

	2級	3級	級外
実人数	1人	7人	1人

(出典：愛知県環境局環境政策課作成資料)

イ 意見

重度の健康被害者の方のニーズをアンケート等で調査し、そのニーズを踏まえたサービスの提供を行うことが望ましい。

が要因にあると考えられる。  
つまり、制度自体が経済社会の環境の変化に対応していないものと考えられる。

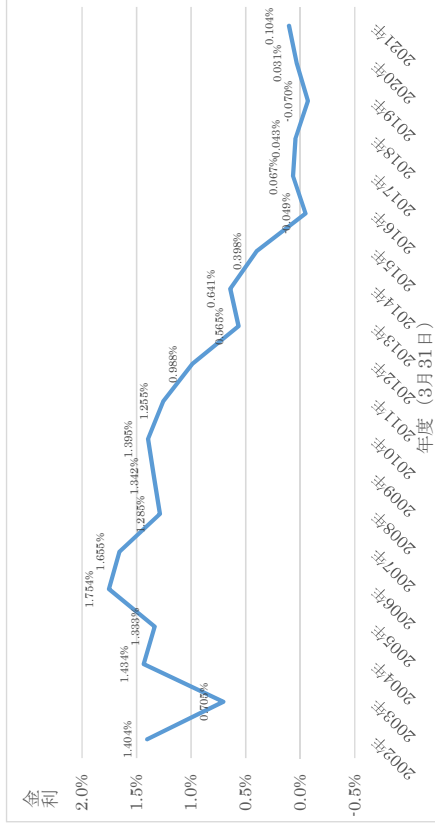


図 20 日本国債金利の推移  
(出典：財務省Webサイトより監査人作成)

経済社会の環境変化に応じて、利用促進できるようにするなどの制度の見直しや制度の必要性について検討することが望ましい。

2 環境対策貸付金利子補給金事業

(1) 事業の概要

県は、公害を防止するために必要な施設の設置などを促進し、良好な生活環境を保全するために、愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金【環境・省エネ】）の融資を受けた事業者のうち、県が適当と認めた公害防除対策のための施設整備等を実施した事業者を対象に、返済時の金利負担の一部を利子補給している。

(2) 制度の見直しの必要性検討について【意見】

ア 検出事項

表 48 のとおり、環境対策貸付金利子補給金については、平成 22 (2010) 年度は 116 件の交付があったが、金利の減少等を背景に令和 2 (2020) 年度は 1 件の交付にとどまっている。

表 48 利子補給金の交付状況

年度	公害防除関連		環境保全関連		合計	
	件数	補助金額(円)	件数	補助金額(円)	件数	補助金額(円)
平成22年度	18	1,685,413	98	1,361,555	116	3,046,968
平成23年度	13	1,557,051	63	713,814	76	2,270,865
平成24年度	12	1,189,309	35	379,811	47	1,569,120
平成25年度	7	834,206	23	238,788	30	1,072,994
平成26年度	4	783,246	10	129,346	14	912,592
平成27年度	3	842,046	6	81,364	9	923,410
平成28年度	3	491,717	3	46,768	6	538,485
平成29年度	3	367,216	3	23,344	6	390,560
平成30年度	2	304,580	2	6,484	4	311,064
令和元年度	1	232,691	0	0	1	232,691
令和2年度	1	187,402	0	0	1	187,402

(出典：愛知県環境局環境政策課作成資料)

イ 意見

- 交付が大きく減少しているのは、
- 公害に対する企業の対応が進んできたこと
- 近年の低金利傾向により、貸付金に係る利子補給の需要が低下してきたこと

○対象部局 環境局 環境活動推進課

1 環境マネジメントシステム推進事業

(1) 事業の概要

県では、自らが大規模な事業者であり、また消費者として、環境負荷低減のための行動を率先して、実行する立場にあることから、全庁を対象に県独自の環境マネジメントシステムである「あいちエコマネジメント」を導入し運用している。

その取組の一つに、「環境に負荷を与える事務事業（オフィス事務、一般事業、公共事業）については、資源・エネルギーの使用の抑制、環境に配慮した物品等の購入、廃棄物の排出抑制・資源化の推進を図ります。」とある。

(2) 用紙購入量について【意見】

ア 検出事項

県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）において、事務事業における環境負荷の低減に取り組んでいるところ、以下の2点が確認された。

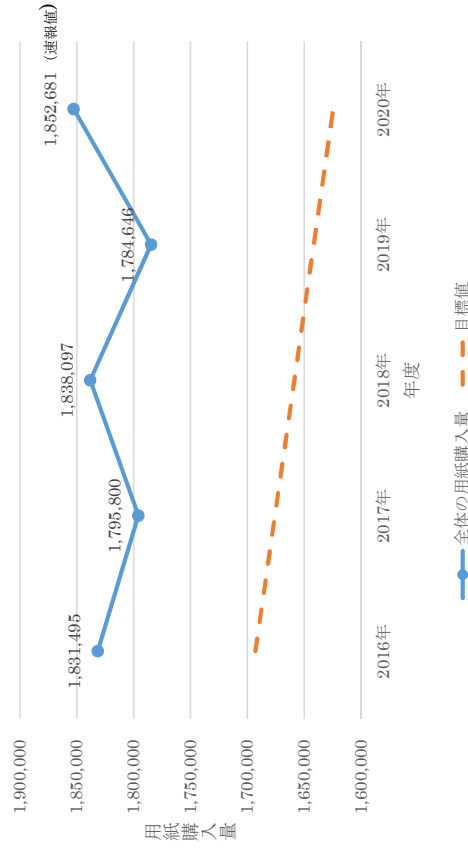
- 目標値として、それぞれの項目で基準年度（2014年度）より6%から7%の削減目標を定めているが、エネルギー消費量や用紙購入量など一部の項目において、目標値に達していない。
- 「用紙(購入量)」に関して、基準年度より大幅に増加している。

表 49 2019年度 あいちエコスタンダードの実績(用紙購入量抜粋)

部局	用紙購入量 (kg)	基準年度比
政策企画局	10,141	32.0%
総務局	62,020	—
人事局	6,244	—
防災安全局	8,076	33.8%
県民文化局	19,289	10.6%
環境局	6,236	-33.8%
福祉局	46,758	—
保健医療局	47,531	—
経済産業局	10,211	—
労働局	10,931	—
観光コンベンション局	2,650	—

農業水産局	56,841	—
農林基盤局	10,667	—
建設局	93,187	—
都市整備局	9,735	—
建築局	6,768	—
スポーツ局	5,437	—
会計局	125,468	-5.8%
企業庁	22,304	40.1%
病院事業庁	42,410	-28.3%
議会事務局	4,402	0.2%
教育委員会	751,125	24.7%
警察本部	419,035	-18.4%
選挙管理委員会	5,278	105.4%
監査委員事務局	1,044	0.4%
人事委員会事務局	410	-39.7%
労働委員会事務局	448	13.1%
合計	1,784,646	4.4%
目標値		-6.0%

(出典：愛知県環境局環境活動推進課作成資料より監査人作成)



(出典：愛知県環境局環境活動推進課作成資料より監査人作成)

## イ 意見

事業の効果的な実施のためには、PDCAサイクルに当てはめ、具体的な目標設定⇒目標達成のための具体的な施策⇒施策等の実施結果の評価⇒改善策の検討の流れで、事業を実施することが必要となると考える。

したがって、目標を達成できていない部局及び要因について、データ等を用いて分析を行い、改善策を検討することにより、翌年度以降の業務につなげることで、削減目標を達成していくことが望ましい。

また、当該取組を行うことにより、経費削減にもつながることから、経費削減に関してもモチベーションとして取組を進めることが望ましい。

この方法として、各所属で、毎月の用紙購入量やコピーカウンターの使用実績を把握し、表やグラフにまとめて共有するなど、自分ごとと捉えることができるような取組を進め、削減につなげることが考えられる。

なお、県は用紙購入量などの把握に独自の集計システム導入しているため、所属ごと・部局ごとなど、より詳細な分析や対応が可能となっている。今後とも同システムの積極的な活用を進めていくことが望ましい。

